

平成 2 9 年第 8 回定例会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 8 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 29 年 12 月 11 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 12 月 21 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 29 年 12 月 21 日 午後 3 時 14 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	川口 昌志	○			
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 小林 教行 3番 村田 政義
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	承認	8	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度津別町一般会計補正予算 (第 8 号) について)	
5	議案	66	津別町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
6	〃	67	津別町職員等の旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
7	〃	68	津別町農業集落排水施設設置及び管理に 関する条例を廃止する条例の制定につい て	
8	〃	69	津別町下水道設置条例等の一部を改正す る条例の制定について	
9	〃	70	津別町下水道事業受益者分担金条例の一 部を改正する条例の制定について	
10	〃	71	津別町下水道事業特別会計条例の一部を 改正する条例の制定について	
11	〃	72	津別町個別排水処理施設管理条例の一部 を改正する条例の制定について	
12	〃	73	津別町水洗便所等改造資金の融資斡旋条 例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	74	農業用施設災害復旧事業の施行について	
14	〃	75	平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 9 号）について	
15	〃	76	平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
16	〃	77	平成 29 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
17	〃	78	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
18	〃	79	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
19	〃	80	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
20	意見書案	8	平成 30 年度畜産物価格決定等に関する意見書について	
21	〃	9	平成 29 年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について	
22	〃	10	持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを求める意見書について	
23	報告	10	平成 29 年度定例監査の報告について	
24	〃	11	例月出納検査の報告について（平成 29 年度 8 月分、9 月分、10 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

2 番 小 林 教 行 君 3 番 村 田 政 義 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

4番、乃村吉春君。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります件について質問をさせていただきます。

まず最初に、避難用道路の整備についてですが、共和第3自治会の一部と第4自治会は、災害時に避難所である津別高校に避難するのに遠回りしなければならない状態です。高校につながる道路が整備できないかどうかお伺いしたいと思います。

あの団地ができた当時は若い人も多かったのですが、年数が経つと結構みんな高齢者にもなっております。また、空いた所に移ってくる人も結構いるのですが、農家等をやめた、どちらかというと高齢者の方が移り住んでいるという現実もあります。そういうことで今回、急に出てきたみたいを感じるのですが、千島海溝の地震の発生の危険性が高くなっているという話もありますので、手助けする人もずんずんと多くなっている現状がありますので、速やかに避難できる道を確認してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 乃村君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 避難用道路の整備についてお話をしたいと思います。ご質問の道路につきましては、町道186号線と、高校の横を通る町道184号線を結ぶ新たな道路整備のことをおっしゃられているのではないかとこのように思います。仮に、この道路を新設するには、170メートルの改良舗装が必要でありまして、推定工事費は測量費等を含めまして3,800万円強という形になります。また現在、農地として使われている所もありまして、ここを分断することになりますので、用地取得費の発生と耕作者の同意が必要になると思います。

このため、高校への避難道路としましては、町道147号線を活用することが現実的だと考えます。この147号線につきましては、真っすぐ行きますと突き当たりが高校のグラウンドになっておりまして、そこにフェンスが設置されていますが扉がありません。通常は学校の安全のためかぎがかかっていますが、緊急時には開放されることになっておりますので、ここを利用させていただきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 わかりました。高校の道路整備については、高校ができた当時は町から津校橋を通過して学校に通う子どもたちが非常に多くて、通学路として整備できないかという昔、話もあったのですが、今は、かなりバス通学とかそういう形で変わりましたので、あそこは高校生はあまり多くは通らなくなってきたかと思えます。災害は起きないに越したことはないのですが、いつ起きるかわかりませんし、それと高齢者が増えているということで、手助けの必要な人も増えております。そういうことで、短時間に避難できないと命にかかわる場合もあると思えますので、そこら辺どんなふうにするか。

それともう一つ、今の時代、やっぱり手助けが必要な人は車で避難することになると思うのですが、そこら辺について、車がグラウンドにすぐ入れる状態にしないと、せっかく扉をつけてもらっても間に合わないのかなと、そんなこともありますので、その点について答弁いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 扉は今ついていまして、それは出入りができるようになっています。通常は先ほど申しましたとおりかぎがかかっておりまして、不審者が入らないようにということになるかというふうに思いますけれども、緊急時には、そこを学校側で開けてもらうことになっておりますので通ることができます。学校のほうでは、フェンスの工事の時に、その扉を通過して大型車両も通っていたということでもありますので、通常の車も場合によって使う場合があれば、そこも通れるような形になるのだらうと、高校でもお話を聞いておりますので、今の状態でいくと高校に行くのにぐるっと回って行かなくちゃなりませんので、それが真っすぐスポッとその道路を使うことによって、ちょうど昔津別建設におられた伊藤さんのちょっと坂道になっておりますけれども、そこをまっすぐ上がれば皆さん短い距離で移動ができるということになりますので、今一番それが現実的ではないのかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 わかりました。車が通れるということであればあ

まり問題はないかと思えます。それと、夏はいいとして、冬は万が一のためにグラウンドのほうの除雪をちゃんとしないとならないと思うのですが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それも、どこの避難所も冬の対策というのは当然考えていかなくちやなりませんので、高校だけの問題ではなくて、深夜に起きる場合も当然あるわけですし、いつ来るかわからないということで、日中であればすぐに対応はできます。北朝鮮のミサイルなんかもそうですけれども、いつ来るかわからないというような状況ですので、できるだけそういうことも想定して、通れる所というのは一定確保しておく必要があるというふうに認識しております。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] わかりました。時間、緊急で避難する場合、やっぱり時間の問題ですので、ここの避難所ばかりでなくて、ほかの避難所も常にいつでも対応できる形にしてなければ、せつかくの避難所が生きてこないということがあると思えますので、その点については十分に今後進める場合、考えておいてもらいたいと思えます。

次の質問に移ります。町民の健康づくりということなのですが、町民の健康づくりについては、次の点についてお伺いしたいと思います。超高齢化時代を迎え、高齢者が高齢者を支える時代になると思えます。現在の高齢者が病気にかからないで健康を維持する施策を実施しておりますが、より強く進めることが大事だと思えますが、考え方があればお伺いをしたいと思います。

健康な高齢者が多ければ、手助けが必要な人に対しても多少の支えはできるのかなと、そんなふうに思えます。専門知識がいるような重度な人は無理としても、ちょっと手助けすれば同じようにできるという、そういう形をこれからとっていかなければならないのではないかなと思えます。また、ボランティアとかそういう形でいろんな組織運営や、さっき言った避難問題もそうですけれども、そこらについてはボランティア等をお願いしたりしておりますけれども、なかなか今やっぱりボランティアも津別の場合、若い人が少なくなってくると、かなりなってくれる人が少ないのかなと思いま

す。そこら辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高齢者が病気にならないような施策と支援ということであると思います。近年は、生活水準や医療の進歩に伴いまして、国民の平均寿命が伸びています。一方で生活環境などの変化から、心臓や脳の疾患、がん、あるいは糖尿病などが増加傾向となっているところです。

本町では、住民の健康づくりの柱となる「健康増進計画」を策定いたしまして、健康維持は食生活や生活習慣による影響が大きいことから、高齢者に限らず運動や食事、生活習慣の改善に向けた各種健康づくり事業を進めているところであります。

特に高齢者に対しましては、介護予防、認知症予防の観点から、各自治会向けの健康教室や運動に特化したサロン事業、また来年度におきましてはDVDを活用いたしまして、住民が気軽に取り組める「いきいき百歳体操」を行う予定としているところです。

早いうちから運動を生活に取り入れることで、転倒や骨折の予防、認知機能の低下予防につながりますので、自分の健康維持はもちろんのこと、地域に暮らす高齢者等の生活支援、ボランティア活動にも積極的に参加していただきたいと考えております。

行政としましても、健康づくり事業の推進と介護予防いきいきポイント事業や生活支援サポート事業などによりまして、身近な方々による支え合いの体制づくりに引き続いて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 町民の健康づくりということで、高齢者に限らず、やっぱり今おいしい食べ物でもアルコール類でも、お金さえ出せば何ぼでも手に入る時代で、我々育った時代はお酒なんて何かなかったら飲めない時代だったのですが、そういうことで逆に健康を害するとか、行き過ぎるとそういうこともあります。やっぱり高齢者に限らず町民みんなが自覚して健康のことを自覚することが大事だと思いますので、町としてもそういうPRということも大事だと思いますし、津別町の場合、昔からどちらかというと保健師等もたくさん採用して町民の健康を守るためにいろんな施策をやってきているわけですが、今年も池田町を視察させてもら

って、つくづく思ったのは、あそこはやっぱり高齢者と高齢者がうまく支え合えるようなシステムづくりをしているわけです。そういうことで、高齢者に限らず町民の健康づくりということをより強く進めてもらいたいなと思っております。

それで早い時からサロン運動をやっていたのですが、サロン運動も何年か経ったら補助金がなくなります。そういうことで、自費で講師を頼むということになると、やはり年金生活者が多いということもありまして参加者が減る傾向にあるようです。大分前から町のほうではあまり聞いたことはないと言われていたのですが、大分前のほうから地域ではそういう話があったんです。今回、選挙のときも特に言われたので、この点について講師の派遣については、やっぱり町でもったほうがいいのではないかと思います。みんなが健康で病気をしなければ、ここに出すお金はほかのちょっと重い病気になるとすぐ1人で500万とか1,000万かかる病気もありますので、そういうことの埋め合わせというか、そういう経費がかからなくなるということもありますので考えていただけるかどうかお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 二つ目のご質問かというふうに思います。サロン事業等に係る講師の派遣費補助ということについてお答えしたいと思います。

現在、サロン事業につきましては町内10カ所で自主企画により毎月実施されていますが、この事業の実施にあたりまして、講師派遣費用で自己負担が増え、参加者が減少しているという報告は、実は社会福祉協議会や地域包括支援センターからも受けておりません。以前は確かにあったのですが、

また、平成28年3月と12月議会で関連するご質問がありましたが、運動サロンは月2回の開催で平成28年度は自己負担額を少なくするため他の費用で調整をとっております。先ほど2月の選挙のときにも町民の方からお話があったということでもあります。29年度4月からはこれまでの2倍の助成を行っているところであります。

こうしたサロン事業、他の地区にも広げていきたいと考えておりまして、元気に暮らしていくことの大切さを一人一人に考えていただき、人に会う、人と話すという機会を通して介護予防の必要性が町民の皆さんに浸透するよう、町といたしましても支援してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 こういう事業やっぱり始まったら継続することが大事だと思います。せっかく継続してきたのが途中でやめると、また健康状態が悪くなるというか、健康に及ぼす影響が大きいと思います。特に、サロン事業等については高齢者の参加が多いわけですから、やっぱり同じように参加できて、同じような形で進んでいくようお願いをしたいと思っております。町のほうでそれぞれ予算をつけてやってくれているから、ちょっと今年のことについては私も承知しておりませんが、スムーズに進むようお願いをしたいと思います。何かあればお答えいただけます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 以前聞いていた中では、このサロン事業、特に運動サロンの関係ですけれども、来られた講師の方の人气が非常に高く、この先生にぜひずっと来てほしいということでありまして、それには派遣費用というのはかかってくる内容になっていたわけですけれども、その先生のほかに地域でもそういう言葉は何と申しますか、インストラクターと言ったらいいのでしょうか、そういう指導される方をやっぱりお願いしてつくっていかうということで、この間そういう取り組みも進めてきたところです。そういう方々も今活躍させていただいておりますし、先ほど言いましたように非常に全国的にも評判がいいという、いきいき百歳体操というのを来年度取り入れてみようということで、これはDVDですので、それぞれの所にそれを1枚持っていけばいつでもやれる状況ですので、こういうことも気軽に取り組めることも普及していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 インストラクター、過去見ていると札幌とかから結構頼んだりしていたので結構な予算はかかっていたわけですが、それでやっぱり今町長言われたように、地域のそういう指導できる人を身近なところで派遣してもらって経費を抑えるということも非常に大事なことだと思っております。そういうことでサロン事業等が進んで高齢者が健康でいるということが非常に大事なことです、強力に進めてもらえればと思います。

次に、近隣の市町のパークゴルフ場では、高齢者割引等を実施している所があると聞いています。そういうことで、町としてもそこら辺は検討できないかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） パークゴルフ場の高齢者割引についてお答えします。近隣町で高齢者優待制度をとっているのは、美幌町と置戸町でありまして、大空町につきましては教育委員会所管の施設は年齢を問わず、すべて無料となっています。また、北見市と訓子府町は高齢者割引を本町と同じように行っておりません。

津別町の場合、平成 19 年度にパークゴルフ場の使用料を見直ししましたがけれども、この背景には市町村合併がありました。平成 17 年 1 月の住民投票によりまして、1 市 4 町による合併を否として合併協議会を離脱いたしまして、その後、単独で生き抜くため行財政の見直しを行い、「自主自立まちづくり計画」を策定したところです。この中にパークゴルフ場を含む社会教育施設の使用料の見直しがありまして、今日に至っているところであります。

今年度のパークゴルフ場に係る経費は約 2,000 万円で、これに対する使用料収入は約 250 万円で、パークゴルフ人口の減少とともに収入もこれに同調している状況にあります。

社会教育施設は、住民の生きがいや健康づくりの場として利用できるよう運営しておりますが、割引や無料化は税で対応することになりますので、財政運営上、利用者には幾らかでも負担をお願いしたいと考えているところです。

また、平成 31 年には消費税のアップが予定されておりますが、その時期には関連する使用料等を見直しを行うこととなりますので、その時点において見直しを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君）〔登壇〕 町長の答弁をいただいてわかりましたけども、今の津別町のパークゴルフ場の利用状況も比較的高齢者が多くて、若い世代の人があまり来てくれないということがあるようです。今はいろんなものがあるって、いろんな所にそれぞれ人が分散するというか、そういう形で進んでいますので、決まったところ

の利用というのは、いろんな面で難しいことを抱えているのかなと思います。ただパークゴルフ場の利用をしやすくしてもらえば多少はお客さんが伸びるのかな、利用者が増えるのかなとそんなこともありますので、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 利用をしやすくするために料金の問題だけでなく、さまざま検討していきたいと思います。来年度につきましては、何というか看板が老朽化しているのもありまして、そういうものも取り替える予算を組み入れていこうと思ったりしています。

また、船橋だとかいろんな方たちが来られてパークゴルフを楽しんだりしていただいていますけども、安いねという、これ都会との比較になりますけども、随分こんなお金で一日楽しめるんだということも言われたりしています。先ほど言いましたように、隣町ではオール無料にしているところもあるようです。それは、そここのいろんないきさつが過去からあってそうなっているのだと思いますけれども、先ほど言いましたように、人口減少とともにパークゴルフ人口も減ってきておりまして、ですけれども管理する経費というものは賃金も上がっていきましますし、最低賃金も上がっていきますので、そのところは上昇傾向にあるということになっています。

その辺の折り合いも考えながら利用の拡大を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいのととも、パークゴルフ協会におかれましても若い人への普及というのですか、それをまたぜひ検討していただければなというふうにも思ったりしているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 町長の話聞いていてわかりました。また、やっぱり若い人の利用を増やす施策というか、そういうことも考えていかなければならないのかなと思っております。結構、管理費はかかりますので、なかなかただということにはならないと思いますけども、31年の見直しの時にはいろいろ検討されて、なるべく利用しやすい方法を考えていただければありがたいかなと思っております。

次に組織機構についてなのですが、ちょうど2年前の12月、私が質問しており

ます。その時の町長の答弁として、私、係長制度を復活したらいいのではないかと
言ったのですが、統括主査制度を設けるといような話がありました。その後、どん
なふうに検討されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 行政組織機構の関係でありますけれども、まず、平成 27 年 12
月の乃村議員の一般質問に対しまして、統括主査を置くように検討する考えをお伝え
したところでありますが、現在進めています「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」
の策定と並行いたしまして、近い将来及び 5 年から 10 年後を見通した機構のあり方、
役場庁舎建設に係る住民サービスの向上と、執務環境に配慮した課の配置場所等を具
体化するため、「機構改革検討委員会」を設置して検討を進めてきたところであります。

この委員会の検討結果は、現機構に関する問題点と見直しに際し考慮すべき課題は
あるものの、近い将来及び 10 年後を見通した機構においては、特に新たな課の設置や
統合などは行う必要はないこと。また、間もなく開始される、この後開始される「グ
ループ制検証検討委員会」による検討作業に引き継ぐ課題といたしまして、町民の方
から担当がわかりにくいとの声の解消と、主査職が複数いることによる責任の所在の
あいまいさを改善するため、係制への移行と係長の復活を重点課題とするというもの
であります。

このため、新年度において、総括主査という名称ではなく係長職を復活させる方向
で検討していく考えであります。

そして、グループ制の良い点、悪い点の検証でありますけれども、平成 24 年度に行
った第 2 次グループ制導入の目的は、定年退職者が多数出てくる時期を控えていまし
て、いかに少数精鋭による安定した行政サービスを提供していくかという課題に対し
まして、それまでの町長部局 8 課・1 園と、その他の執行機関 6 課・1 局を合わせた
14 課 18 グループを 12 課 18 グループに再編し、住民サービスの向上、効率的な組織機
構と機能強化、政策目標に対する体制整備を方針として進めてきたところです。

それから 5 年が経ちますので、現在、検証作業を行うべく先ほど申し上げましたグ
ループ制検証検討委員会を設置いたしまして、事務局案をもとに間もなく検討作業に
入ることとなっています。検討にあたりましては、先に述べましたとおり、機構改革

検討委員会報告も踏まえながら進めているところであります。なお、この検討結果は、可能な限り来年度の組織体制の整備につなげていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 係長制度を設けるような方向で検討しているということで、このことはわかりました。

グループ制のことなのですが事務量が減らない、そしてまた人数が減るということで、みんなで仕事を事務をこなさないとならないのでグループ制にしたと思えますけれども、グループ制でうまくみんなの仕事配分を、やっぱりだれかがきちっとやっていかないと、グループ制というのがうまく機能しない部分があるのかなと。はた目で見ているとそんなふうに感じます。

それで、グループ制によって、何というふうにいけば少ない人数で今までの仕事量もこなせるという両面があると思えますけど、やっぱりグループ制をやって、年に1回とか2回、本当にうまくいっているかどうか、中身を見直していくというか、うまくいくようにどうしたらうまくいくか、その辺、検討委員会をつくって検討することですけど、そのことがやっぱり一番大事でないかなと思っております。なかなかみんなが同じように仕事はできないと思えますけども、なるべく平均的に仕事を進められるというか、そのことを一番に考えていかないと事務事業がスムーズに進まないのではないかと思いますので、何かあればお伺いをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 確かに、人数そのものが一番多かった時は約200人近くいた時から見ますと、ほぼ半分の今職員数になっています。そういう中で、それをカバーするために大きなグループとして、その中で一つ一つ対応していくのではなくて、混ぜながらというか、そういう形で対応していかざるを得ないような状況になっております。そういう中で、これは津別だけの問題ではなくて、やはりいろんな所でも職員数を減らしながら、いわゆる行政改革という名前で進めてきておりますけれども、そして貯金を増やしていったりだとか、いろんなところにサービスを提供していったり、その財源にしていったりというようなことがこの間進められてきておりますけれども、

反面、今のいろんな町村に聞きますと心の病というのもそれに比例して増えてきている実情にあります。それで津別町は、まだそういう形での退職者というのは新しく入られた方の中にはおりませんが、やはり5人採用して3人やめられていくだとかというのが自治体の中でもやっぱり出始めてきています。それが仕事量の増加というのが事務作業ばかりではなくて、例えば保険のほう一つとっても対応する町民の方、いろんな方がいます。そこに対応するために1人にかかると、その人たちをずっと見ていかなくちやいけないですよ、それが2人になり、3人になり4人になると、その人たち、あるいはそのグループが抱える数というのはかなり多くなってくると、その接触回数も相当数多くなっています。ですから書類づくりということではなくて、接点を持ちながら進めていくケースがたくさん出てきていますので、そうするとやはり精神的な疲労というのも相当たまっていきます。そういう中で、昨日実は渡邊議員さんのお話にもありましたけれども、プラス消防団ということとか、どういう影響を与えていくのかということも理事者としては慎重にやっぱり見ていきながら、そして、ただ実情があるものですから、この仕事も一つ頑張ってもらえないかという形になっていくのかなというふうに思ったりしているところです。

とはいえ、まとめてグループでやっている、なかなかだれが、昔でしたら自分も係長時代の経験がありますから、係長に相談して、そしてお互いにやりとりする、「それは、昔こうだったから、あの書類を見たほうがいいぞ」とか「法律の、このところを見たほうがいいぞ」とか、いろんな指導を受けながら育ってきたつもりでいるのですけれども、そこが、数が減少していく中で、持ち分もどんどん増えていくということで、やっぱり決定的に人が足りない部分というのはあるかと思えますけど、かと言ってどんどん入れていくということにもなりません。その辺の折り合いも考えながら進めていきたいなというふうに思っています。

今回、まちづくり懇談会の中でも意見が出ていましたけれども、庁舎を建設するとしても、人口減少が進んでいく中で、その辺を加味して過大なものはつくらないようにというご意見も幾つか出ていたところですが、もちろんそういうことは当然のことでもありますけれども、この職員数というのは、将来人口は減っていくのですけれども、どの程度なのかというのは、正直、行政サービスとの関連と絡んでいきます

ので、これも役場で頼みたい、あれも役場で頼みたいというのが増えれば増えるほど職員数も減らすことはできないような、人口と一緒に減少させるということが難しい状況になってくると思います。そういうこともあって、できるだけ町民の方にもボランティア等々でかかわっていただきながら総力戦で地域をつくっていくという、そういう方向に行かざるを得ないのかな、それで初めてバランスというのが少しずつとれてきて、そういう新庁舎の建設についても、その辺も加味しながら進めていく必要があるかなと思ったりしているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 国も道も手間がかかって、あまりお陰がないのは市町村にどんどん下げて市町村の仕事にしてくるという現実があると思います。それと今パソコンがたくさん入って、どっちかというと机に座って自分のパソコンばかり眺めているといったら悪いのですけども、そういう傾向があるのかなと思います。そういうことで、一生懸命隣でやっているのに、ちょっと聞きたいと思っても聞きづらいという場面もあるのかなというふうにも思っております。

それと町長言われたように200人が100人ぐらいになったのですが、行政改革は大事ですけども、ただあまり極端にやり過ぎると後々いろんなひずみが出るのではないかと、そんなふうにも考えております。そこら辺について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ただ、ぼんぼん削減してきたということではなくて、民間に移譲して直営を民間のほうにお願いをしている特養なんかもそうですし、それから道路維持管理も管理組合ができましたので、そこに今年から委託をしたりとか、そして開成線のバスについても、これまで直営だったものを北見バスにお願いをして北見市の協力も得ながら赤字の補てんをしながら、少しでもお金を減少させる方向で取り組んできているところですけども、一方でニーズとして特に福祉関係、高齢化になってきていますので、その辺の需要というのがどんどん高くなってきているということもありまして、これ役場だけで全部対応するのは大変なことですので、そういう意味

で社会福祉協議会がこの間、今までから見ると職員採用を大分増やしています。それは職員の採用イコール町が全部お金を出していますので、その職員も増やしながら、こちらの職員を増やすことをちょっとストップしながら一緒に連携を取りながら進めていくというようなことも今進めていますので、兼ね合いを見ながら今後も進めていきたいなと思っています。

それから、先ほど最初に言われましたパソコンを眺めているだけということで、パソコン眺めるのが仕事でありまして、昔はパソコンがなかったので例規集をひっくり返したりしながら文章を読みながら、その例規だとか、あるいは自治法を読みながら、この法律に基づきこうこうということでやっています。今は、そういう例規集そのもの、それから自治法を買うだとかというのをしていませんので、それはすべてパソコンの中に収納されていますので、そこを見ながらチェックをしていくということで、今逆にパソコンがなくなってしまうたらすべてアウトになるという状況にもなっていますので、パソコンは仕事をしているということで、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 新規採用も多いですし、そういう中で、ちょっとここどうなんだと聞きたいということも多分あるのかなと思います。そういうことで、やっぱりそういうものの相談しやすいというか、パソコンが町からなくなったら町の仕事が大変なことになると思うので、それはそれで便利できちっと使えばこんないいものはないのですが、なかなか個人と個人のつながりが逆に薄くなるというか、ちょっと隣にこれどうやったんだとかとちょっと聞きたいと思っても、何か隣で一生懸命仕事していたら聞きづらいということもあるのかなと思いますので、そこら辺やっぱり職員がスムーズに仕事ができる体制を整えるということが一番大事なことだと思いますので、その点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それらにつきましては、そのグループ、グループに長がいます。そしてまた課長もいますので、それは話の中でもこの間いろいろ出ていますの

で、そこがやはりコントロールをしながら対応をとっていく中心になっていくと思いますので、その中でまたいろいろ副町長を中心に今度は管理職の人たちと個人面接をしたりして今進めて毎年やっておりますので、そういう中で課題をまた見ながら対応していくというやりとりをしていますので、これからも順次進めてまいりたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 次に、8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 議長のお許しを得ましたので、先の通告について質問させていただきたいと思います。

一つ目、水道審議会の答申に対する考え方について。去る10月26日に水道審議会の答申がされましたが、次の点について伺います。一つ目、なぜ今、値上げをするのかですが、答申で見ると維持管理費を100%使用者負担にすることを目標としていた29年は30%上げる目標であったが、使用者の理解が得られない点を考慮して20%にしたとあります。町も同じ考えで20%の値上げを提案していると考えていますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） なぜ、いま値上げをするのかということでありまして、平成18年度の答申におきまして、次回は10年程度のうちに検討するのが望ましいとされましたことから、これに基づき本年度において水道・下水道運営審議会に諮問いたしまして、10月に受けた答申どおり個別排水使用料のみ20%の値上げを行うこととし、所管の委員会に説明し、今議会で「津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について」を上程するものとしているところです。

今回、個別排水使用料のみの改定となった理由につきましては、水道事業については収支の均衡がとれており改定の必要がないものの、下水道事業は使用料で維持管理費を賄っているのに対し、個別排水処理施設は、維持管理費に対する使用料割合が46%と低い状況です。この個別排水使用料については、平成18年度の答申において、維持管理費分は使用料で賄うべきとして、平成19年に40%の値上げを予定していましたが、実際には20%増、平成24年度には30%のところ12.5%増にとどまり、平成29年度の

目標は 30%でしたが、本来の目標達成にはほど遠い状況のため、新たな目標設定をして今回の答申になったところであります。20%という数字につきましては、維持管理費に対する料金収入の割合が比較的高い他の町村を参考に、新たな目標値を 65%としつつも使用者の理解を得るため、目標達成率を 2分の1 として割り出したものでありますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] 今回 20%という数字について維持管理費に対する料金収入の割合が比較的高い他の町村を参考に新たな目標値を 65%としつつも、使用者の理解を得るために目標達成率の 2分の1 として割り出したと述べました。今後は、新たな目標値の 65%は、これが最終目的なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最終目的といいますか、現在の答申の中では 65 を目指すというふうにしておりますので、そこをまず目指して進んでいきたいというふうに考えています。その先は、また状況、人口減等々も組み合わさってくると思いますので、その時点でまた検討されるべきものというふうに思っています。今 46%ぐらいの割合でありますけれども、今回の改定によりまして 56%ぐらいの対応になります。そして、さらにその先に 65%程度の使用料でそれを見ていくような形の方に持っていきたいという考えであります。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] もしか、この 65%、今回は 56%にしたということなのですけれども、現在 2,777 円が基本というふうに押さえております。それが 65%までもっていったとしたならば 3,998 円、2倍以上の、例えば一般下水道からしますと、一般下水道 1,852 円ですので、2倍以上の料金になると考えております。答申で使用者の理解が得られないと言っていますが、こういう実態があるから理解が得られないのか、ちょっとこの辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 理解が得られないという表現をいたしましたけれども、配慮しているというふうなことであります。先ほど言いましたように、ほかの町村では下

水道は100%料金で対応していますけれども、個排につきましては、高いところでやはり、個排も100%対応している市ももちろんあるわけです。そこまでもっていくというのは、なかなかちょっと厳しいだろうなということで、お隣の町と大体ほぼ同じ程度にするということになれば65%ということになるのです。でも、そこにまた今46から65に一遍にもっていくと厳しい状況にあるだろうなということで、中間的に今は56%程度ということで提案をしています。この後、議案として提案をさせていただきたいというふうに思っているところです。

ですから、提案理由とそれから議論というのは、ご審議はこのあとの条例案ということになるわけでありましてけれども、その前に一般質問でやりとりをするということが、ちょっと自分としてはどうなのかなという部分もちょっともっているわけなのですけれども、今の時点では、そういうことであるということでお話しをさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 個別排水使用料が利用家庭で、一般家庭排水料金対象者に比較して、今後所得も上がって生活が豊かになっていく見通しがあるのならば、この考えは町民の理解が得られると思います。目標が間違っているという考えであるのですけれども、受益者負担をあまりにも狭く考えているのではないかというふうに私は思っております。

住みやすい町、暮らしやすい町ということを考えれば、収入がない中、上がっていくということに対しては、ちょっと疑問を感じております。例えば、活汲地区、今回農業集落排水から公共下水道に切り替わりますけれども、活汲の場合、農業集落排水の料金も今回一般排水に切り替わる料金も同じ料金体系だというふうに押さえていますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） またこの後、条例のほうでその辺のご審議をいただくということになりますけれども、審議会の中では、活汲地区の下水道事業ですけれども、農業集落排水事業ですけれども、統合になっても処理は町の中の下水道処理場で行うということもありまして、現在料金は公共下水道と一緒に料金ということになっ

ておりますので、これは引き続き統合後も一緒の料金というふうに考えているというところがございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 もし、同じ考えでいくなれば、本岐、相生までの下水工事をした上で、今まで個別排水の方も本来ならそういう施設にしていくべきでないかと考えております。そうなれば、経費的に膨大に膨らむので個別排水にしたと考えております。そうなれば個別排水の料金も町の排水料金も統一するのが本来の姿でないかなというふうに考えますけども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいまのご質問、町の中だけでなく、結果的には相生、それから本岐地区であるとか、そういう下水道のない地区、そういったところに下水道を敷設して下水道事業を展開すべきところを、経費を考えて安い個別排水にしたのだから、それは町の中の下水と同じ料金にすべきという考えだと思います。

これは、確かに敷設費を考えた場合に、相生から町の中へ管渠を敷設して持つてくるということになれば、これは莫大な費用がかかります。そういった事業費に対して、これは負担していただく、下水道も基本的には、受益者分担金であるとか、施設費、施設費の一部を負担していただくというような仕組みになっております。これを実施いたしますと、相生であるとか、本岐であるとか、そういった部分の人方にその部分を負担していただかなければならない、そんなような事業になります。

したがって、これは町が安いほうを選んだということではなくて、受益者の皆さんの負担を考慮した選択であるというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 12月号の広報の12ページに、平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足率の公表の中で、上水道事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計が黒字と表されています。担当課の説明では、一般会計からの繰り入れがあるから黒字との説明があります。一般会計をどの部分に使うかは、計算上の問題であり、全体の下水道料金を住みやすいまちづくりを目指す、維持するために

一般会計からの繰り入れをすることは当然の処置でないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 住みやすいまちづくりは、これはいろんな分野にわたっています。水道というのを福祉という見方をすれば、それも当てはまるかもしれませんが、さまざまな分野があって教育もそうですし、いろいろあります。その中で、どういうふうにお金を、予算を配分してやっていくかということで、そこには当然住んでいる方の自己負担というのがなければ、すべて町の財政で賄うということは困難な話でありますので、そうしているところというのは、恐らくどこにもないというふうに思います。その中で、ここにこれだけ使います、ここにはこれだけ使いますというのを新年度の予算の中でお示しをして、そこで決定をいただいて執行していくということをこれまで、これはルールですので進めてきているところです。

そこに対して、こちらにもっと手厚くすべきだというようなことは当然あるかというふうに思いますけれども、今町のほうでは、この下水道の個排の部分につきましては、率からいくと全体の町村の例から言ってもかなり今低い状況にありますので、ここについてはご理解をいただきながら、100%にするという提案ではありませんので、ご理解いただきながら進めてまいりたいという考え方でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 今の町長の言っていることもわかりますけれども、町民全体を考えた中で、やっぱり同じ利用であれば同じ費用を負担するという町民の立場を考えれば、目的が違う排水であっても統一するべきではないかなというふうに私は思っておりますので、そういう考えであるということを含みながら、次の二つ目の個別排水事業の中での少人数家庭の排水料金を考えるべきでないか。これも、今5人槽からでないと浄化槽の設置はないのですよということもありますけれども、この5人槽というのは、結局は、それも5人槽からしかないからという水槽の5人槽という観点で出したということであって、そういう5人槽であっても本来なら上水道料金に見合った排水料金を設定するべきでないかということで、細分化したらどうかという

ふうに考えておりますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個別排水事業における少人数家庭の排水料金のことでありますけれども、個排事業について少人数家庭の排水料金を検討すべきということにつきましては、そもそも今議員もおっしゃいましたとおり合併浄化槽は5人槽以下のものがなく、つまり製造されていません。その維持管理費は、浄化槽法で定められておまして、定期点検や清掃が必要とされておまして、5人より少ない世帯であっても同様の経費がかかるようになっております。なお、この今回の値上げにおいても、法で定められた点検、清掃料金に係る費用の72%を賄うということにとどまっているところですが、また、個別排水処理施設には定期交換する部品がありまして、これに修繕や改修費用を加えますと使用料で賄うには、かなり難しい状況となっております。こうしたことから、5人槽以下の使用料を設定し、使用料を安く抑えるということは、収支状況を勘案すると大変難しいと考えているところであります。

なお、料金設定を新しくしてはどうかということでもありますけれども、あるいは減免だとか、そういうところは管内ではちょっとお聞きしたことはないのですが、道内のある市では、例えば生活保護世帯、あるいは70歳以上の単身世帯、市民税が非課税の世帯、あるいは母子家庭というようなところについて、個排の使用料が少し減免されているところもあるというふうに聞いているところです。そういうことも次回の改定の際に議論がされるのではないかとこのように思っています。

また、こういう何人槽、何人槽ということではなくて、1人幾らと、そこに使う人が、2人いれば幾らというような、そういうやり方をしている道外のところもあるようですけれども、それを見ますと、逆に津別よりも高くなっていくという状況もありますので、単純にそういうわけにもいかないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 答申では、一層の経営努力が期待されていますが、私の調べで個人的に個別排水を設置された農家の話をお聞きしましたところ、その方の汲み取り、清掃費用を月額に直してみますと2,238円ということがわかりました。

それから考えると現在の維持管理費は、相当割高になっているのではないかと思われ
ます。委託業者と相談の上、また役場の関わり方において維持管理費を軽減する道は
ないかも検討する必要があるのかかもしれないと考えております。これは、一応回答し
なくてもいいのですが、そういうような内容があるということも理解いただきな
がら、次の国保の広域化の中での保険料の軽減についての質問に移らせていただきた
いと思います。

○議長（鹿中順一君） ちょっと休憩します。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] 一つ目、町民の 32%が国保に加入していると資料
がありますが、本町の国保加入者の平均所得と平均保険料はどうなっているか伺いた
いと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま国保の関係の平均所得と平均保険料の関係
でございます。国保の広域化の関係の関連ですので、全段ちょっと触れますけれども、
国保の場合、ご存知のとおり平成 30 年 4 月から都道府県化になるということで、この
間、まちづくり懇談会等でもご説明しているところでございます。保険者の規模を大
きくする中で財政の安定化を図るということで、効率化であったり平準化を進めると
いうことでございます。現在、道においてご存知のとおり制度移行に向けた作業が進
められているところでございます。

ただいまご質問のありました当町の国保の加入者の平均所得と平均保険料でござい
ますけれども、これは今年の 6 月の当初課税の時点の数字となりますが、国保の加入
者数ですけれども 865 世帯、1,603 人、世帯数につきましては、世帯数、被保険者とも

に毎年減少している状況でございます。また、国保の加入者1人当たりの平均所得でございますけれども125万5,663円、平均保険税につきましては11万3,969円となっております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 私の8月の調べた時点で、道の調査によりますと、年84万8,000円で、11万3,969円とありましたけども14万2,000円というような資料があります。特に保険料は14万1,951円で大きな隔たりがありますが、どうしてなのかも、もしくは11万3,969円だとすれば、道の標準保険料で僕の調べた8%がこの数字からいくと34.5%と大幅な値上げとなる感じになります。この数字に間違いはないか、なぜこのような違いが出てくるのかを調べてほしいと思います。

いずれにしても、私が現在勤めている保険料に比べて国保は大変高く、それに医者にかかれば1、2割の医療費がかかります。したがって、現在でも広域化に関係なく保険料を下げしてほしいというのが多くの国保加入者の願いです。先ほどの保険者の規模を大きくした中で、財政の安定や事業の効率化に中心的な役割を担うというようなことの移行の方向性でありますけども、都道府県が財政運営の責任主体として国保の運営に加わり、保険者の規模を大きくした中で財政の安定化や事業の効率化に中心的な役割を担うとしていますが、小規模町村では、財政が不安定になりやすいこととなりますが、全国的に見ても小規模町村での赤字の自治体はほとんどなく、都市部で赤字が多くなっているのが実情です。広域化は、都市部では保険料が下がる、小規模町村では財政の不安定がなくなると都合のいいことを述べているように聞こえてなりません。また、保険料に地域差があることを問題にする意見もあります。

そこで、この国保の問題を考えるときに、国保の制度を今一度考えてみる必要があると思います。戦後の国保の歴史を調べてみますと、昭和32年に厚生白書で医療保険の適用を受けていない国民は約2,900万人、総人口の32%に及ぶと問題にされて、4年間で国民皆保険制度がスタートしています。そのときの国保法第1条はどうなっているか調べたところ、この中に制度の目的として第1条に国民健康事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると明記さ

れ、旧法にあった相扶共済の精神は削除されました。この社会保障とは皆さんご承知のとおり憲法 25 条の 2 項にある国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定し、国民には生存権があり、国には生活保障の義務を果たしていることによるものです。

なぜ、このことを述べるかといえば、国保の広域化に向けて北海道が 8 月にまとめた北海道国民健康保険運営方針では、第 1 章基本的事項の第 3 節に国保に加入している方々は、自身の健康の維持、向上に努めていくことが何よりも重要であり、加えて国保制度が相互扶助の精神のもとで加入者同士が支え合う仕組みを基本としていることを理解し、保険料を確実に納めることや、医療機関への適正な受診を心がけて、自分たちの保険制度をよりよいものに育てていくことが求められますとなっています。明らかに国法をねじ曲げ、削除された相扶共済の精神を復活させ、国が進めている社会保障という憲法の精神を踏みにじる政策の下請けを進めようとしているのではないかと考えられます。

○議長（鹿中順一君） 簡潔にお願いします。

○8 番（巴 光政君） この点についてよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど課長のほうから説明しました数値ですね、これは津別町の 6 月の当初課税の段階の数字をお示したもので、多分今おっしゃっている道の部分というのは、1 回目の試算のことではないのかなというふうに、数値のずれがあると思います。その辺はしっかり何を見ていらっしゃるのかというのが確認されなければお答えちょっとあいまいになってしまいますので、後ほどでもどこの時点のどの数字なのかというのを比較させていただければと思います。

私どものほうでは、津別町では、6 月の当初課税、皆さんの所得が決まってから、そして 5 月に決定させていただきますということで、そして 6 月で当初課税をするわけですけれども、その数字がそのまま今報告をされて、そこから割り出していくと、今お話しした数字になりますということであります。

それから、皆保険制度という国の大きな形の中で進められているお話しするあったわけですけれども、これは、①のところと受けとめてよろしいでしょうか。②に

もご質問が入っているということなのか、その辺がちょっと一般的なお話ということになるのかということなのではございますけれども、要は軽減のために町として考えられることも含めてのお話かどうなのか、それとも皆保険制度、国保全体に対しての見解を求めているのかという、その辺がちょっとあいまいですので、お教えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 通告の中で質問をお願いします。

8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] あくまでも、国保に対する一般的な考え方ということでちょっと前段に述べさせていただきました。

そういう内容で、次の二番目の広域化になる中で、保険料の軽減のための町としての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、保険料軽減のための町として考えられることについて答弁をさせていただきたいと思います。

国保の都道府県化につきましては、所得や医療費、保険料の地域格差が大きいという課題を解消しまして、全道の加入者が支払う仕組みとしまして、住む町が違って同じ所得であれば同じ負担になるというように、負担の公平化と平準化を図りまして、制度を安定していこうというものであります。

この制度移行に伴いまして、市町村に対する納付金制度が導入されますが、市町村間で異なる保険料を平準化するにあたりまして、道では医療費水準や所得水準を納付金算定に反映させる割合を国の基準より緩和いたしまして、道独自の算定を実施することとしています。また、1人当たりの保険料の収納必要額を平成28年度と比較して、2%を超えて増える分を納付金の額から控除しているところであります。

制度移行に対しましては、国の財政支援、道の特例基金や調整交付金などさまざまな公費が投入され、保険料の上昇を抑えるための対策が講じられることとなっております。町としましては、来年2月に道から示される納付金の確定額と標準保険料率をもとに、医療費と所得の推計を行いまして、現行実施しています7割、5割、2割の軽減税額も勘案しながら、国保税の算定と税率を決定したいと考えているところであります。

ますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] この制度移行に関しまして、一応道の試算でいきますと、一応2%、先ほど2%を超える部分を控除するようなことになっておりますが、それが何年も続くと津別でも国保の大幅値上げが避けられないのではないかというところで懸念されているところでもありますけれども、それに対して、道は法定繰入を進めること、社会保障の安定化を目指し、国に対して低下してきた国保負担を増やすことを求めていくことだと考えておりますが、この値上がりを防ぐための、この国、道に対しての負担を増やさない求めに対して町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的に国保税を上げないとか、それから逆に下げようというふうになれば、病気にかからないことなのですよ、基本的には。やはり健康に留意して、そして健康な生活をできるだけ、先ほど乃村議員さんの答弁にもさせていただきましたけれども、寿命が長くなっています。そういう中で、健康に生きていくために体操したりとか、サロンでいろんな話し合いをもったりとか、そういう形にしてしっかり健康寿命を延ばしていくということが実は国保税を上げない、あるいはこんなに必要がないので税金もここまで設定する必要がないと、そこと実はガチッと連携しているものであります。ですけれども、その中で、大きな病になって多額な負担が国保会計に出てくるということはまあある状況でありますので、そういったところでもできるだけ大きな病気にかからないように、自己管理もやっぱりしっかりしていくということが基本になってくる。そのためには、特定健診等々をしっかり受けていくような啓蒙活動というのが必要になってくるのだというふうに思います。

今後の値上げがどうなるのかということは、まさしく医療費の関係と連動してくるわけでありますので、そういう事態に陥ったときは、今まで全部津別町で対応していなければならなかった状況でありますけれども、これは例えば1,000人を切る町のことを見ていただければ、非常に大変な状況だと思います。もちろん、そこにはサラリーマン等々がいいますから、それはそれぞれの保険制度がありますので、そこから除いて国保だけの方たちということになれば、高齢者の方たちがかなりの比率を占めてき

ていると思います。それを全部、今度不足部分を赤字がないということは、町からの繰り入れを不足分を出しているということですので、税金を投入していくということになっておりますので、見かけは赤字は出ていないですけれども、やはり現実には赤字だというふうに思います。それをどこまで投入できるかということになると、小さい自治体であればあるほど非常に難しい現実に突き当たっているということです。それを解消するためにこの間、長く全国の町村会だとか全国の市長会が国に対してこれをやっぱり都道府県という大きな単位で進めていくべきではないだろうかということで、その要望がようやく通って、この二年通じていろんな試算だとか、それからシステムのことだとかが検討されてきて、そして金額的には来年2月にそれぞれにきちっとした額が示されて、それを今度町が新年度になってからどういうふうな集め方をしていくのかということを決めて、そして納めていくという形になってきて、今入っている情報によればきっちり決まったものではないですけれども、それほど驚くような状況にはなっていないというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] この問題で、この前18日なのですけれども、労働団体、医療団体、年金者組合などの6団体が道と交渉を行っています。労連の議長は、来年4月の移行へしっかり運用すべき、これ以上の国保料金値上げにつながらないよう尽力してほしいと道の生活健康を守る会、道生連会長から市町村の納付金の基本となる道の医療費の伸び率の推移が高過ぎると指摘して、人口減や医療費削減で伸び率が減少するのではないかと、被保険者は高過ぎる保険料に苦しんでおり、都道府県化にあたって公費負担を抜本的に増やすべきなどの意見に道の福祉国保医療課長は、道は所得水準が低いこともあり、交付金は他より配分されているが、さらに交付金増額が必要、国に働きかけていくと答えています。それに対し道生連会長から、国保引下げで国に要求するだけでなく、道も努力すべきと強調し一般会計からの繰り入れを邪魔せず、赤字解消で計画どおりできなくても市町村が不利益を被らないよう求めています。また、旭川国保を守る会長からは、国保は他の保険と倍以上の差があり、高過ぎるということで発足当初から窓口3割負担、保険料が高く、給付は低いと批判する意見も出されています。このような声を参考にぜひ津別町としても国や道に要請を求め

てほしいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今お話しされたようなことは、この間もずっと道とも説明会があったりしまして、首長も一カ所に集まるときに、それを活用して今の説明を受けたりしています。そういう流れで、行政は行政でつながりながら、やりとりをしながら、そしていよいよ実施段階が迫ってきていますので、そのところを全部道としてもさまざま受けとめながら、数字が提示されてくるというふうに認識していますので、あとはそれに対して町としてどのようなことでそれを集めていくかと、それはいわゆる納付金ですので、その対策をどうしていくのかということ。その数字がはっきり出てから今までやっていた分とどれくらい違うのかということもわかってきますし、そして何よりもまだ皆さんの国保に加入されている方の所得がはっきりしておりませんので、そういうものが出てきて当てはめていくというふうにする、どれくらいになるのかというのは、まだ基本数字が示されない、それから所得が確定していないという中で明確なことは今言うことはできませんけれど、いずれにしてもそれを計算して、そしてまた審議会、国保の運営審議会に諮ることになります。そこで議論をまたいただいて決定をしていくと。諮問をしてまた答申を受けるという形になりますので、そういうことで、これからまた進んでいくということでご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕はい、わかりました。次の三番目の基金について、国は安定的かつ十分な基金を積み立てるように通知していると聞いていますが、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基金の関係ですけれども、津別町の国保会計は、医療費水準の高さや高齢化などによる所得の低い加入者が多いため、毎年厳しい財政となっているところ。しかし、財源不足をすべて保険税に求めるということには限界がありますので、基金の繰り入れを行いながら運営を行っているところ。その基金残高は、もうわずかになっていますが、道では市町村が保有する基金について制度移行

後も将来の税収不足や医療費の増加などに備え確保しておくことが望ましいというふうに行っているところです。

来年度からの納付金制度への移行によりまして、北海道全体で国保を支えていくこととなりますが、引き続き保健事業や介護予防事業などをおして医療費の低減に努め、可能な限り基金の確保とそれに頼らない健全な財政運営ができるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） 次に、3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました空き家対策についての質問をさせていただきたいと思っております。

内容によっては、担当のほうからの答弁ということも考えていますので、それも含めてお願いしたいと思っております。

この空き家対策について長期間放置された空き家については、景観を損なうだけでなく、強風あるいは積雪等による倒壊、また防犯や火災にも悪影響を及ぼすなど、危険な空き家に対する対策が必要であるということから、次の点についてまずお聞きしたいと思っております。

一つ目として、まちづくり懇談会の中でも、空き家の対象件数、総体的に522件との報告がありましたが、その総体件数のうち、倒壊の恐れ、極めて危険な空き家というふうに出された件数について何件あるのかまずお聞きをしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） 本年度8月に実施いたしました空き家の現地調査結果について、私のほうからご回答したいと思っております。

今回の調査対象522件のうち、実際に調査ができたのは482件でございます。空き家と推定された家屋につきましては369件となっております。このうち、倒壊の恐れがある空き家につきましては16件、第三者に危害を与える可能性が認められる空き家

については9件となっております。この危険度の判定につきましては、「地方公共団体における空き家調査の手引き」、国土交通省が出しているものでございますが、これにおける不良度の測定基準を参考として判定されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 今、本当に危険のある総体的な危険のある空き家についての説明を受けたところであります。確かに、まちづくり懇談会の中でも委託業者の調査結果、8月の時点での津別全町における空き家の件数522件という報告を受けておりますが、実際調査できたのがそのうちの482件という、こういう内容も報告されております。また、倒壊の恐れのある空き家についても16件、ただ今そのうち9件というふうになっておりますが、さらに総体件数が増える可能性があり得るかどうかお聞きをしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 現時点では、そういう今年8月で調査をして、その時点ではこういう結果になっていますということでもありますので、これから計画づくりの中で、そこまでいかない部分がそうなるかどうかについても、また検討するような形になると思ひます。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 私もそういうふうに理解をするところでありますけれども、ただ話によりますと、今津別町は49自治会があります。とりわけ市街地20自治会の中で、空き家があるけれども空き家のゼロの報告があったという、こういうことも実は話の中で聞かされたことがあります。自治会名は別として実際そういった実態が調査の中で漏れているところがあるのかどうか、ちょっとその辺についてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいまご質問の内容でございますけれども、実際の調査に入った実態ですが、これは中に入って空き家かどうか確認しているというような調査でございませぬ。道路上から空き家の形態、空き家と推定されるとご説明をい

たしましたのは、空き家であると判断して、道路上から外観とかそういったものを見て判断しているというような状況で空き家というふうに言っているところでございます。この後、実際の空き家の所属の持ち主の方にアンケート調査を行いまして、実際に空き家であるかどうかの確認をさせていただきます。これが三百数件調査対象があったのですけれども、そのうちの3分の1が戻ってきて今後の状況とかも確認できるのですけれども、残り3分の1についてはまだ返ってきていません。それと残り3分の1につきましては、住所不明で戻ってきてしまっている状態です。そんなような状態ですから、その辺の確認も今後していくようなことになると思います。実際に空き家であったり、所有者が物置として使っているとか、そういった使用実態もございましてから空き家ではありませんというような回答もございまして。中には、そういった見た目のもものと実際に使われているものとのそごというか、違いが生じていることも確かでございますので、その点につきましては、今後また調査を進めていって詳細のほうをまたご報告したいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 今の話からすれば、空き家の実態調査の中で、すべてを調査したということではなくて、道路上から見受けられる、そういったところが中心の調査なのかなというように私自身受け止めたところではありますが、そういうことの理解でよろしいのですか。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） 調査内容につきましては、立ち入り禁止の地域でありますとか、道路から遠く離れた家屋があったり、それから立木等が繁茂して外観上見えないというような、そういった所が実際の調査対象のうち、調査できたのが482件と40件の差になってございます。したがって、今議員のおっしゃられた部分につきましては、そのような道路上からの判断される部分、そういう調査であるというふうに思われても構わないというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 この調査段階で、例えばそれぞれ最寄りの自治会、自治会の協力要請は行われたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。なぜこ

のことを聞くかと言えば、やはりそれぞれ自分たちの住んでいる地域のことは、やはりその自治会がすべてということではないのですけれども、すべてに関するぐらい把握をしているのが実態ではないかと思うのです。ですから、委託業者だけに任ずということは、委託業者に依頼するということは、それを私たちは否定するものでもなし、それも必要なことだと思いますけれども、ただ、そこだけでなく、やはりこういう調査というのは、必要に応じて自治会を活用をすることによって、より鮮明になるのではないかというふうにちょっと考えますが、その辺についてもう一度お聞きをしたいと思います。調査の進め方の問題。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいまのお話、自治会がかかわるべきでないかということだと思います。これにつきましては、空き家等対策協議会、これを3回ほど実施してございます。12月に3回目を行ったのですけれども、その中の会議の中のお話で、やはり役場だけが調査を行って結論を出すということではなくて、空き家の問題というのは自治会も含めて大変重要な問題となつてございます。したがって、自治会のほうも協力するので、今後の空き家対策については、そのように連携しながら進めていきたいというような話も会員の方から、自治会長ですけれども、そんなお話もいただいておりますので、そんな形で連携して今後進めたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] このあとの調査の関係について今お話がされましたから、ぜひそういう考えのもとで今後進めていただければなということをお願いをして、まず一点目については、これで終わらせていただきたいと思います。

次に、老朽化し倒壊の恐れがある空き家に対し、今後法に基づき対策を講じる考えがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 倒壊の恐れがある空き家に対する対応についてでありますけれども、まずは空き家等対策協議会、ここによる空き家等対策計画、この策定が先になります。この計画には、空き家化の予防、空き家の適切な管理の推進、空き家の利

活用の促進、そして管理不全化した空き家への対策などが書き込まれることになっております。

この計画に対しまして、国や町独自の補助制度を活用しながら、空き家の撤去や適切な管理を行うとともに、空き家の利活用、活用促進を図っていくこととしているところです。老朽化して倒壊の恐れがある空き家に対しましては、特に先ほど第三者に危害を与える可能性が認められる空き家は9件ということでありましたけれども、そういった倒壊の恐れがある空き家に対しましては、法の規定に基づきまして、指導、勧告、命令、代執行などを順番を追って進めていく必要がありますので、そういった順序をとりながら、必要な措置を講じていくことにしたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] とりわけ倒壊の恐れのある特定空き家、危険な空き家がそのまま放置されるということは、保安上、衛生上また有害となり、またも燃えやすいものが散乱していることから、火災や不審者による治安悪化とか、風あるいは雪などによる自然倒壊など、さまざまなことが起きるということも可能性があるというふうに私自身も想定をしているところであります。

そこで、今の答弁の中にもありましたが、これは平成15年に国としても空き家対策特別設置法が施行されておりますが、その中で市町村が特定空き家に指定し、所有者に対し撤去や改善を勧告、命令できるというふうに定められて内容的にはそうなっております。その中で、所有者が勧告や命令に従わない場合は、行政執行による強制撤去を行うことができるとなっておりますが、ただいま町長の話の中では、こういった法の活用も含めながら今後考えて取り組みを進めていくという、こういうことの理解でよろしいのか、再度ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 空き家対策特別措置法は平成27年につくられまして、それに基づいて今計画づくりを進めて、いわゆる分類しているところです。そして、それに基づいて指導、勧告、命令、代執行という順を追ってやるところが、そういう物件も出てくるというふうに思っています。ただ、そういうふうに進めていくのですけれど

も、そう簡単にはいかないだろうなという予測をしています。まず、指導なり勧告をするのに、命令をするのにも相手方が特定して住所がはっきりわかっている、そしてお亡くなりになっていたら、その相続をされた方がどなたなのか、相続されていない場合は、どなたにどう対応していくかだとか、かなり難しいことです。ですから、空き家対策が全国でなかなか進まないというのは、特別の市なんかではセクションを設けてやっていますけれども、やっぱり解決するのに2年も3年もかかるだとかというのはさらにあるようなことを聞いています。それが、この町でもやっぱり同じような、そういうセクションを改めて設けるといのはまた大変な、採用してどうこうということにもなりませんので、やはり仕事の一環として一つ一つ、少しずつ対応していくということになるかと思えます。でも、やり方としては、先ほども言いましたように、まずそういう物件で相手が特定されたら、まずこうしてくださいという指導をしていきます。人に迷惑がかかって、そして何かが飛んだりして当たったら今度はあなたに賠償責任がきますよというようなことも含めて、そしてそれに従わない場合は、次に勧告という段階に入ってきます。これにも従わなければ、命令ということになっていきます。そして、これにも従わないという場合は、強制代執行という形になっていきますけれども、その際の、以前もお話ししましたけれども係る費用は請求させていただきますということになります。じゃあ、その人が支払能力のある人なのかどうかということも見た上で、ないということであっても覚悟してやらなくちゃならない部分というのも当然出てくると思います。そのときに、予算上では、そういう費用が滞納というか、そういう形で残っていくわけなのですからけれども、そういうこともこの先一つ一つやっていく上では、難しいことが次々出てくるかというふうに思いますけれども、まず段階的に一つずつ進めていきたいと考えておりますけれども、とりあえず、まずは計画づくりがしっかりできていなければなりませんし、全部のところの写真も撮って、データベース化もされてきていますので、それを見ながら進めていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 今町長の答弁にありましたように、私も正直言っ

てそういう心配も含めて思っているところでもあります。この空き家対策特別措置法を施行しても、登記上の所有者が既に亡くなったり、あるいは所有者が特定できなかったり、あるいは相続人が複雑であったり、また固定資産税が納められていても連絡がとれないなど、さまざまなケースが想定されることもあると思います。今町長の答弁の中にもそういったこともあったのかなというふうに考えています。そういったところに例えば税金を投入しても、回収が可能であれば別ですけれども、回収が不可能な場合のことを考えると、大変厳しい状況があるのかなということも私自身も理解をするところでもありますけれども、ただ、やはり周囲の生活環境の安全を図るためにも、やはり必要に応じて、そういった確かに税金を投入するということは大変なことかもしれないけれども、最終的に回収ができればいいのですけれども、そこが例えばあったとしても、そういうような方法もやはり取り組んでいくこともちょっと重要なのかなと思うのですが、そこまで踏み切るのかどうか別としても、もう一度町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 言わんとすることは十分承知しています。ただ、やはり現実には、北海道内見てもそこまで踏み切っているというのは、町村でも一つというふうに聞いています。ですから、そこまでいくにはかなりやっぱり踏ん切りというか、決断というのが必要になってくるというふうに思います。それが、五つも六つも七つも九つもあるというところになっていくと、全部やるのかどうなのかというのも、その前に持ち主をしっかりと確定して、こういう制度があるので皆さんも大変迷惑をしているので、自分で壊すような方向で考えていただきたいということを、まずそこを粘り強くやる必要があるかなと思います。その中で、やりとりでけんかになったりとか、いろんなことがまた出てくるかというふうに思いますけれども、そういう中でまた判断をしていくというふうになりますけれども、まずは指導、勧告、こういうところが何度も何度も行われていくことが一番肝要なのかなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 以前、私は担当者の方に倒壊の恐れのある空き家の撤去についてお願いをしたところ、即担当の方が持ち主のほうの連絡など対応して

いただいた例がございます。しかし、残念ながら持ち主との会話ができなかったという報告も受けています。固定資産税を払っていますからどこに住んでいるのかというのはわかると思うのです。ですから、そのことによって封書による連絡を数回にわたり行ったようではありますが、なかなか返答がないということも担当の方から聞かされていることでもあります。この建物についても、非常に風、雪によりトタン屋根が飛び散ったり、恐らく先ほどありました9件、この9件についても同じ状況だと私思うのです。やはり風や雪によってトタンが飛び散って周りに迷惑をかけたり、あるいは、壁がはがされたり、本当に崩壊寸前まできている状況ではないのかなというふうに私自身も感じています。そういう中であっても、強制撤去はあくまでも最終手段でありますけれども、やっぱりこのまま放置することは危険と隣り合わせの中での生活を余儀なくされる状況にありますから、やはりそこに住んでいる人たちの安全な環境を図る上でも、やはり状況に応じた強制撤去も私は必要でないのかなというように感じているところであります。

そういう私の考えもありますけれども、このことについては既に設置されております空き家等対策協議会が設置されておりますから、その中で、そういったところも含めて今後協議をしていただいて、いい方向に進めていただければなど、こういうふうを考えていますので、そのことを最後に申し上げ答弁はおりません、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 9分

再 開 午後 1時 10分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎承認第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

て（平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）について）説明いたします。

専決の理由につきましては、1 枚めぐりまして専決処分第 8 号に記載のとおり、10 月 23 日の台風 21 号通過に伴う積雪による森林被害の対応に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、12 月 6 日付で専決処分をさせていただきます。

なお、12 月 5 日開催の第 8 回総務文教常任委員会の説明では、専決の日付を道指定後の 12 月 8 日としておりましたが、再びの降雪により早期事業開始の道の承認があったことから、12 月 6 日に専決処分をしております。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算にそれぞれ 4,147 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 56 億 1,828 万 8,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、これから説明いたします補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び補正総額とするものであります。

資料の事項別明細書については歳入から説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。今回の補正におきましては、すべて一般財源の対応となりまして、款 9 地方交付税の普通交付税で 4,147 万 7,000 円の追加です。

次に歳出ですけれども、5 ページから 6 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 2 林業費、目 6 公有林費の町有林整備事業で、森林被害のうち再植栽を実施する 31.94 ヘクタールの被害木の整理で、委託料の特殊地拵で 4,147 万 7,000 円の追加です。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第66号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第66号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第66号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。1の改正理由は、管理職員の特別勤務手当を創設することによるものであります。2の改正内容は、管理職員が、休日や平日の午前0時から午前5時までの間に、選挙事務や災害対応などの臨時または緊急の必要のため勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を追加するものであります。

詳細については、下段の新旧対照表をもってご説明させていただきます。まず、第3条におきまして、給料の定義において、除かれる手当に管理職員特別勤務手当を追加するものであります。

第22条におきましては、次に追加します第22条の2で引用します管理職員を管理職に指定された職員と定義しております。

次に、新設されます第 22 条の 2 が、このたび新たに創設いたします管理職員の特別勤務手当に関する条文となります。2 ページにまたがる内容であります。第 1 項では、支給要件の一つとして、臨時または緊急の必要により週休日、これは土曜日と日曜日のことでもあります、または国民の祝日などの休日に勤務する場合として規定しております。

第 2 項では、支給要件の二つ目として臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務する場合として規定しています。

第 3 項では、支給額について規定しており、第 1 号では、週休日、休日に勤務した場合、勤務 1 回につき表の額を支給します。表の中で、前条第 1 項第 1 号に該当する職員は、課長相当職のことではありますが、3 時間未満 3,500 円、3 時間以上 6 時間未満 7,000 円、6 時間以上 1 万 500 円としています。前条第 1 項第 2 号に該当する職員は主幹職のことになりますが、3 時間未満 3,000 円、3 時間以上 6 時間未満 6,000 円、6 時間以上 9,000 円としています。国の規定及び北網地区の市町の区分実態は、6 時間未満と 6 時間以上の 2 区分というのが現状でありますけども、この間の検討経過を踏まえまして非常勤特別職であります各種委員会の委員さんの報酬が 3 時間未満と以上で額を区分していますので、それに合わせて 3 時間未満の額を 6 時間未満の額の半額としたところでもあります。

第 2 号では、平日の午前 0 時から午前 5 時までに勤務した場合、勤務 1 回につき課長職で 3,500 円、主幹職で 3,000 円としています。

第 4 項は前 3 項に定めるもののほか、支給に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

議案の本文にお戻り願います。

本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則の施行期日についてであります。本条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 66 号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 67 号 津別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 67 号 津別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

説明資料の 3 ページをご覧ください。

1 の改正理由は、現在使用されていない字句及び文言の修正と、近隣町村と比較して金額の高い定額車賃の改正によるものであります。

2 の改正内容については、下段の新旧対照表をもってご説明させていただきます。改正前の第 4 条第 3 項の一行において「帳簿」とあり、また 4 ページの 4 項目のはじめに「出張命令簿」とありますが、現在は「旅行命令書」または「外勤命令簿」という名称のものを使用していることから、現状に合わせ修正するものであります。

また、第4条第5条において、「旅行命令」と「旅行命令等」という表現が混在して使用されていますので、「旅行命令等」に統一するものであります。合わせて、その他文言の整理を行っているという内容であります。

二つ目の大きな改正といたしまして、別表第3において表の区分の都市への出張をしたときに定額の車賃を支給することとしておりますが、支給額が近隣町村と比較して高い現状にあることから、近隣町村と同水準へ金額の引き下げをする改正となっております。

4ページの下段、別表第3の改正前において、「道外の都市」「3,000円」、「札幌市」「2,000円」、「その他の市」「1,000円」とありますのを、改正後においては「東京都及び道外の指定都市」を「2,000円」とし、「それ以外の市」を「1,000円」とするものです。

議案の本文にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則の施行期日についてであります。第4条第5条の改正は公布の日から施行し、別表第3の改正については、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第67号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 68 号 津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 68 号 津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

議案の説明資料 5 ページをお開き願います。まず廃止の提案理由ですが、活汲地区の農業集落排水事業が特定環境保全公共下水道事業（以後、下水道事業と説明いたします）に統合することにより、条例を廃止するものでございます。四角の囲みに統合に至った経緯について説明しております。平成 9 年に供用を開始した農業集落排水事業は 20 年を経過し、処理施設の電気・機械設備が更新時期を迎えておりますが、更新には多額の費用がかかり、更新しても経費の回収率が低いため下水道事業への接続費用と比べても統合したほうが経済的に有利になると判断されたことによるものです。

2 の統合の期日については、平成 30 年 4 月 1 日を予定しております。四角の囲みに接続工事の内容を説明しております。平成 26 年から本年度まで工事をしておりますが、活汲地区農業集落排水センターから、国道 240 号沿いに圧送管 4.5 キロメートル、マンホールポンプ所 3 カ所を設置いたしまして両地区を接続統合いたします。

3 の条例の内容については、条例本文で説明いたしますので本文にお戻り願います。条文は、農業集落排水施設設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

附則としましては、第 1 項として施行期日を平成 30 年 4 月 1 日とするものです。

第 2 項、第 3 項は経過措置となります。農業集落排水の使用料等を下水道事業へ引き継ぐものとしております。

第4項で議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部を改正いたします。同条例の第3条第2項中「及び農業集落排水事業施設」を削るものでございます。

以上、ご説明いたしましたので地方自治法第244条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

地方自治法第244条の2第2項の規定により出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。

同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

現在の出席議員は10名であり、その3分の2は7名であります。

ただいまの起立者は全員であり、所定数以上であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号～議案第71号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第69号 津別町下水道設置条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第71号 津別町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第37条の規定により一括議題

にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 69 号 津別町下水道設置条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 10、議案第 71 号 津別町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 69 号から順次内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 69 号 津別町下水道設置条例等の一部を改正する条例、議案第 70 号 津別町下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例及び議案第 71 号 津別町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、議案第 69 号 津別町下水道設置条例等の一部改正ですが、議案の説明資料 6 ページをお開き願います。改正条例として一つ目に津別町下水道設置条例、二つ目に津別町個別排水処理施設設置条例、三つ目に津別町個別排水処理施設整備資金の融資斡旋条例、四つ目に津別町水道・下水道運営審議会条例の四つの条例を一括改正いたします。

改正理由は、四つとも農業集落排水事業を下水道事業に統合することに伴う変更でございます。一つ目の津別町下水道設置条例ですが、改正の内容は活汲地区を計画排水区域とし、活汲の面積の追加及び計画人口の見直しでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 2 条に定めた排水区域に 7 ページになりますが「字活汲」を追加し、「字本町」と「字柏町」を「全部」から「一部」の区域に移動してございます。

第 3 条の面積及び計画人口については、変更認可と合わせ「206.3 ヘクタール」から、「244.3 ヘクタール」に、計画人口を「3,660 人」から「4,070 人」に改めております。

次に、二つ目の個別排水処理施設設置条例の一部改正ですが、資料の 8 ページをお開き願います。改正の内容については、条文から集落排水の表現を削るものでございます。

新旧対照表の第3条から「及び集落排水」を削るものでございます。

次に三つ目の個別排水処理施設整備資金融資幹旋条例の一部改正ですが、資料の9ページをお開き願います。改正内容については、条文から集落排水の表現を削り、文言の一部を改めるものでございます。新旧対照表の改正前、アンダーライン、「法人並びに団体及び」と「並びに集落排水の」を削りまして、住宅の所有者の前に「町内の」と加え、「備えた者」を「満たす個人」に改めるものでございます。

第5条では、「延滞利息」を「遅延損害金」に改め、第15条では、「延滞金」を「遅延損害金」に改めるものでございます。

次に、四つ目の津別町水道・下水道運営審議会条例の一部改正ですが、資料の10ページをお開き願います。改正内容は条文から農業集落施設の表現を削るものです。新旧対照表では第1条の括弧書き中、「農業集落排水施設」を削っております。

それでは議案第69号 条例本文にお戻り願います。第1条から第4条まで、ただいまご説明いたしましたものを条文化したものでございます。

附則としまして、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして議案第70号ですが、統合により活汲地区が下水道事業受益者分担金条例の適用となりますので、両地区の分担金の取り扱いを明確にするものでございます。資料11ページをお開きください。改正の内容ですが、現状の集落排水区域においては現行の賦課を継続することを明確にしております。

2点目に分担金の徴収期間を農業集落排水区域と同様に10万円以下の場合、2年といたしました。

3点目に附則にて、農業集落排水事業受益者分担金条例を廃止しております。

新旧対照表をご覧ください。第2条の2は新設となります。前条の規定にかかわらずとは、これは前条に特定環境保全公共下水道事業の受益者を規定しております。

「別図に定める区域においては」とありますが、この別図につきましては、現農業集落排水区域を示したものでございます。「公共下水道に汚水を流入させる排水設備を設ける建築物の所有者を受益者とする」とありますのは、特定環境保全公共下水道の受益者分担金が土地にかかるのに対して、農業集落排水事業は土地ではなく建物にかかることによるものです。

第3条の2は分担金の額を示しております。公共汚水柵1基あたり10万円と規定するものでございます。

第5条の第4項で10万円以下の分担金の徴収方法を2年とするものです。同条第5項は新設です。分担金が賦課となる時点を公共汚水柵設置の日としております。

それでは議案第70号、条例本文にお戻り願います。条例本文につきましては、ただいまご説明いたしましたものを条文化したものでございます。

附則の次に別図を加えております。別図第2条の2関係として農業集落排水区域を示しております。国道240号沿いに活汲地区、達美地区が区域となります。

附則としまして、第1項は平成30年4月1日を施行日とするものです。第2項は、農業集落排水分担金の廃止です。第3項以下は経過措置です。

続きまして、議案第71号につきましては、資料14ページをお開き願います。特別会計条例の文言の修正となります。改正内容については、農業集落排水の表現を削除し、農業集落排水の未整理の債権を下水道に引き継ぐことを明記しております。

新旧対照表では、農業集落排水事業の表現を削っております。

それでは議案第71号本文にお戻り願います。条例本文につきましては、ただいまご説明いたしましたものを条文化したものでございます。

附則としまして施行日を平成30年4月1日とし、第2項以下は経過措置で債権の債務の引き継ぎを示しております。

以上、議案第69号から議案第71号までを説明いたしました。

地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 70 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 71 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 72 号 津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 72 号 津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料の 16 ページをお開き願います。改正の理由といたしましては、水道・下水道運営審議会より答申された内容に基づく使用料の改定でございます。四角の囲みに改定

の理由を記載しております。個別排水使用料については、維持管理費を使用料で賄うとして、平成 19 年に 20%、平成 24 年に 12.5%の改定を行っており、平成 29 年度に改定率 30%を目標とする答申が平成 18 年度に出されておりました。平成 29 年度決算見込みの維持管理費に対する使用料の割合は 46%にとどまっており、目標の改定率 30%を達成しても維持管理費を 100%賄うには程遠い状況となっております。

このことから他市町村の例を参考に、維持管理費に対する使用料の割合を新たに 65%と設定し、今回の答申ではその 2 分の 1 の引き上げとなる 20%の改正率が妥当とされたことによります。改正の内容ですが、一つ目に答申が正当なものと判断し、使用料を 1.2 倍としております。二つ目に一つの浄化槽を複数戸で使用した場合の計算方法を明記しております。

新旧対照表をご覧ください。第 9 条にアンダーラインの部分を追加しております。複数戸で一つの浄化槽を使用する場合の月額使用料は、基本使用料に人槽別使用料を戸数で除した額を加算した額とすると規定しておりますが、これは本年度設置予定の相生団地に対応するものでございます。

17 ページ別表に基本使用料及び人槽別使用料を人槽ごとにそれぞれ改めております。別表の下に注として、本岐第 2 団地に対応する使用料を追加しております。

条例本文にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明いたしましたものを条文化したものでございます。

附則としまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 73 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 73 号 津別町水洗便所等改造資金の融資幹旋条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 73 号 津別町水洗便所等改造資金の融資幹旋条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案の理由は、文言の修正及び附則での関係条例の廃止でございます。

説明資料の 18 ページをお開き願います。改正の内容としましては、延滞の表現を遅延損害金に改めるものでございます。また、附則にて関係条例を廃止いたします。

新旧対照表をご覧ください。第 5 条及び第 15 条にそれぞれ遅延利息延滞金との表記がありますが…失礼しました、「延滞利息」です。表記がありますが、「遅延損害金」と改めるものでございます。

条例本文にお戻り願います。本文は、ご説明いたしましたものを条文化としたものでございます。

附則として平成 30 年 4 月 1 日から施行するもので、附則第 2 項で津別町農業集落排水設備整備資金の融資幹旋条例を廃止するものでございます。

以上、ご説明いたしましたのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本年について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第74号 農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(横山 智君) ただいま上程となりました議案第74号 農業用施設災害復旧事業の施行について内容のご説明を申し上げます。

本年、7月16日発生の豪雨により被災しました活汲地区5号明渠の災害復旧事業につきましては、一般会計補正予算(第3号)として7月28日付で専決処分をし、8月17日開催の第5回津別町議会臨時会におきまして承認をいただき、工事につきましては9月19日入札を実施し、平成30年3月9日までを工期とし現在事業を実施しているところであります。

事業の内訳につきまして説明いたしますので、議案書裏面の別紙をご覧くださいと思います。事業の内訳ですが、事業番号544-1、事業名、農業用施設災害復旧事業、地区名、高台、工種及び事業費、水路(排)、排水路のことです。648メートル、査定事業費2,069万4,000円、施行方法、請負、施行年度、平成29年度として現在実施しております。このことから農業用施設災害復旧事業の施行について、土地

改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 87 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第 74 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 75 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 75 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 9 号）について説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、被災企業の債権のための林業振興対策補助費の追加、木材工芸館改修に係る基本実施設計業務の増額、津別消防庁舎の耐震診断に係る美幌・津別広域事務組合への負担金の増額、スポーツ合宿に係る記念品の贈呈

費用の追加、過年度河川災害復旧事業の増額などを中心に補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ4,723万6,000円を追加し、補正後の予算総額を56億6,552万4,000円とするものがあります。

第2項及び第2条、第3条につきましては、事項別明細書の説明後に説明をさせていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明をいたしますので11ページから12ページをお開きください。なお、事業精査による減額につきましては、一部説明を省略させていただきますのでご了承ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務管理経費は、コピー機の今後の使用見込みにより事務機等借上で18万6,000円の増額、電算化推進経費は、新規採用職員のOA用備品購入などで81万8,000円の増額、負担金は社会保障税番号制度の改正対応で、北海道自治体情報システム協議会への負担金として120万6,000円の増額、地域情報化経費は、北電柱の建てかえに伴い北電柱に共架しております町有の光ファイバーの移設費用として142万6,000円の増額です。目2広報費の広報活動経費は、広報編集用パソコン及びソフトの更新に係る備品購入で65万円の増額です。目3財政管理費の財政調整基金積立金は、前年度繰越金の確定に伴い地方財政法の規定により基金に積み立てるもので、預金利息分、一般財源充当残分を合わせまして8,689万3,000円の増額。14ページになります。公共施設等整備基金積立金は、預金利息の積み立てで3万4,000円の増額です。目5財産管理費の公用車維持管理経費は、財源内訳のみの補正です。町有建物等維持管理経費は、開基記念之碑移設工事につきまして今年度は工事を見送ることとして324万円の減額です。項2地域振興費、目1企画総務費の地域振興基金積立金は、農林業費指定寄附金100万円と預金利息の積み立てで102万8,000円の増額。ふるさとつべつ応援基金積立金は、預金利息の積み立てで2,000円の増額です。15ページから16ページをお開きください。目3企画振興費の地域振興施設管理業務は財源内訳のみの補正です。相生活活性化プロジェクト事業は、相生アートコミュニティ施設の電気料の今後の使用見込みにより10万円の増額です。

目4 公共交通対策費の公共交通対策経費は、北見バスへの負担金確定により61万9,000円の減額。公共交通確保対策事業基金積立金は、預金利息の積み立てで1万円の増額です。項6 統計調査費、目1 統計調査費の委託各種統計調査経費は、委託交付金の増に伴う事務費の増で2,000円の増額です。

17 ページから 18 ページをお開きください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の社会福祉管理経費は財源内訳のみの補正です。障害者総合支援事業経費は、障害児給付費において利用者数の減で1,178万7,000円の減額。地域生活支援事業経費は、障害者地域自立支援協議会の今後の開催見込みにより報酬で8万1,000円の減額、費用弁償で2,000円の増額。臨時福祉給付金給付事業は、平成28年度給付金事業の事務費精査に伴う補助金の返還金で6万3,000円の追加。地域福祉計画策定委員会経費は、今後の委員会開催見込みにより報酬で2万9,000円の増額、費用弁償で2,000円の増額。年金生活者等支援臨時福祉給付金は、平成27年度繰越事業で28年度実施の給付金で事業費精算に伴う補助金の返還金で819万円の追加。19 ページから 20 ページになります、国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定繰入などの精査によりまして81万3,000円の減額、介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費、事務費繰出しの増により158万9,000円の増額です。目5 老人福祉費の福祉寮管理経費は、財源内訳のみの補正です。二つ飛びまして介護サービス支援事業の補助金、短期入所事業助成金支給事業は、利用者の増により3万6,000円の増額。設備修繕は、デイサービスセンターの暖房用配管修理に係る補助金で10万8,000円の増額。扶助費は実績見込みにより10万円の減額。22 ページになりますけれども福祉基金積立金は、預金利息の積み立てで1,000円の増額です。目8 後期高齢者医療費の後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は、療養給付費の確定により450万5,000円の減額、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、今後の見込み精査によりまして173万2,000円の減額です。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の児童福祉事務経費は、療育訓練施設運営負担金の支出見込み精査によりまして271万円の減額。児童手当等扶助費は24 ページになりますけれども、児童手当の今後の見込み精査で17万5,000円の増額。28年度の事業確定による負担金の返還金で9万8,000円の追加。子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て会議の開催増により報酬で4万1,000円の増額。費用弁償で4,000

円の増額。過年度事業超過交付返還金は、28年度、国費の子ども・子育て支援交付金と、子どものための教育、保育給付費負担金の事業精査による返還金で586万2,000円の追加です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の事務組合負担金は、事務精査によりまして1万9,000円の増額です。目3環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、今年度事業の一部見送りなど事業精査によりまして857万7,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金は26ページになります。企業債管理償還金の精査によりまして39万円の減額です。目5公衆浴場費は修繕料への予算流用による流用元燃料費の補正で30万円の増額です。

款6農林業費、項1農業費、目1農業委員会費の農業委員経費は財源内訳のみの補正です。目3農業振興費、その他農業振興対策経費は、農業の労働力確保、育成などを目的にしまして今年の9月に設立されました津別町農業労働力支援協議会から今年度の事業といたしまして、東京、沖縄で開催される労働力確保事業への参加要請がありまして、旅費で35万1,000円の増額。鳥獣被害防止総合対策事業は、ハト、カラスの駆除の増で22万7,000円の増額。青年就農給付金事業は28ページになりますけれども、所得制限で対象外となったことにより150万円の減額です。目4振興事業費の国営農地再編整備事業推進事業は、共済費は見込みにより9万2,000円の増額。委託料の国営農地再編換地業務は事業確定による単独事業分の減で162万円の減額。補助金の農業経営高度化支援事業は計画面積90ヘクタールから確定面積は10ヘクタール減の80ヘクタールにより600万円の減額。国営農地再編整備事業負担金支払基金積立金は、預金利息の積み立てで2,000円の増額です。目5畜産業費の町営牧野管理業務は事業精査による減額です。29ページから30ページになります。項2林業費、目2林業振興費の林業振興対策補助費等は、相富木材加工株式会社への災害復旧の補助金で373万円の追加。林業対策事務経費は、今後の使用見込みにより車両用燃料で2万8,000円の増額。木材工芸館整備事業は、運営委員会や保護者との協議の中で子ども向けに特化した施設として改修内容の大幅な増となりまして、基本・実施設計業務で298万円の増額です。飛びまして31ページから32ページになります。丸玉木材森づくり基金積立金は、預金利息の積み立てで1,000円の増額です。目6公有林費の町有林整備

事業は、財源内訳のみの補正です。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の商工振興補助費等は、起業等振興促進補助の見込みによりまして17万7,000円の増額です。目3観光費の峠展望施設管理経費は、峠展望施設での飲食店営業許可のため水道施設の修繕を予定していたところですけれども、保健所から湧水、湧き水がない場所では許可できないと新たに判断されたことにより事業をとりやめ、修繕料で100万9,000円の減額です。

33ページから34ページになります。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の建設機械管理経費は財源内訳のみの補正です。雪寒建設機械導入事業は、事業完了による精査で994万6,000円の減額です。目2道路橋梁維持費の道路橋梁維持管理経費は、電気料等今後支出見込みにより需用費で99万1,000円の増額。道路ストック総点検事業と次の橋梁長寿命化修繕事業は事業完了による精査でございます。35ページから36ページをお開きください。目3道路橋梁新設改良費、町道整備事業は、事業精査による減額と、公有財産購入費の土地購入は緑町の道路用地購入費で400万円の追加です。項4住宅費は事業精査による減額でございます。

37ページから38ページをお開きください。款9消防費、項1消防費、目1消防総務費の事務組合負担金は、津別消防庁舎の耐震診断委託料539万円を含み、その他繰越金の精算等による175万8,000円の増額です。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の津別高校振興対策事業は、給食配送用の二重保温食缶等の備品購入で28万4,000円の追加です。目5スクールバス運行費のスクールバス経費は、財源内訳のみの補正です。項2小学校費は目2の教育振興費で、39ページから40ページをお開きください。就学援助費は新小学1年生への就学援助費について、入学前に支給を行うこととするため16万3,000円の増額です。項3中学校費、目2教育振興費のその他中学校教育振興経費は、臨時教職員が今年度末に退職することとなったため、退職報償で18万8,000円の追加です。項4社会教育費、目1社会教育総務費の文化賞・スポーツ賞経費は、今年度は該当者なしのため事務精査で6万7,000円の減額です。目2社会教育振興費の芸術文化振興経費は、42ページになりますけれども日フィルセミナー・コンサート事業の追加負担金で、受講生が当初見込みより少なく、コンサートでの賛助演奏者が必要となったことから、35万円の増

額です。目3 会館管理費の公民館管理経費は修繕料への予算流用による流用元補てんで8万1,000円の増額。飛びまして生活改善センター管理経費も修繕料への予算流用による流用元補てんで8万8,000円の追加です。項5 保健体育費、目1 保健体育総務費のスポーツ合宿誘致事業は、合宿で親交の深いNTTコミュニケーションズラグビー部グラウンドの設備移転新築にあたりまして記念品の贈呈費用で118万円の追加です。目2 体育施設費の多目的運動公園管理経費、温水プール管理経費、運動広場管理経費、44ページになりますが、達美野球場管理経費は財源内訳のみの補正です。

二つ飛びまして体育施設共通管理経費は、本岐体育館の光熱水費の今後負担見込みで13万1,000円の増額。トレーニングセンター管理経費は、修繕費等への予算流用による流用元補てんで115万7,000円の増額です。目4 学校給食費の給食センター運営経費は、燃料で給湯・調理用の今後の使用見込みによりまして43万8,000円の増額です。

45ページから46ページになります。款11 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目2 河川災害復旧費で過年災害復旧事業(単独)は、工事請負費でチミケップ川護岸復旧工事の実施によりまして1,006万6,000円の増額。公有財産購入費は護岸復旧工事に伴う河川用地71平方メートル取得で3,000円の追加です。

款12 公債費、項1 公債費、目1 元金の長期債償還元金は48ページになります。28年度分起債で29年5月に借入れをした銀行等引き受け資金、いわゆる縁故債ですけれども、当初は元金償還開始に据え置き期間を見込んでいたところでありましてけれども、早期の繰り上げ償還を考慮しまして据え置き期間なしの条件により借入れをしたため、元金償還金に不足を生じたもので、償還に際し予算事業で対応した流用元と今後償還見込みにより524万円の増額です。目2 利子の長期債償還利子については、精査による減額です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款8 地方特例交付金、交付額の確定により4万5,000円の増額です。

款11 分担金及負担金、項1 分担金、目1 農林業費分担金の農業経営高度化支援事業は、受益面積の確定により受益者負担45%分で270万の減額。

款12 使用料及手数料、項1 使用料、目1 総務使用料から目6 教育使用料までは実績

による精査です。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金は、歳出で説明しました内容で、児童手当で 19 万 1,000 円の増額。障害児入所給付費は 589 万 4,000 円の減額で、国民健康保険基盤安定（支援分）は 82 万 3,000 円の増額、低所得者保険料軽減負担金は、介護保険事業に係るもので 2 万 3,000 円の増額です。項 2 国庫補助金は 5 ページから 6 ページになります。目 2 民生費国庫補助金は社会保障・税番号システム整備費補助金で国保、介護、児童手当、障がい者システムに係るもので 40 万 1,000 円の増額です。目 4 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、道路橋梁整備建設機械購入に係る事業確定により 4,430 万 6,000 円の減額です。

款 14 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金は、児童手当で 3 万 3,000 円の増額。障害児入所給付費で 294 万 7,000 円の減額、国民健康保険基盤安定分で 21 万 4,000 円の増額、後期高齢者医療保険基盤安定分で 96 万 7,000 円の減額、低所得者保険料軽減負担金で 1 万 1,000 円の増額です。項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金の地区民協活動推進は補助金額確定により 2 万 4,000 円の増額です。目 4 農林業費道補助金、農業費道補助金の農業経営高度化支援事業は、受益面積の確定により道補助分 55%分で 330 万円の減額、青年就農給付金事業は対象外により 150 万円の減額、農地利用最適化交付金事業は新規申請による補助金で新制度に移行した農業委員会の活動に対するもので 289 万 9,000 円の追加、林業費道補助金の合板・製材生産性強化対策事業は、合板・製材工場の生産性体質強化のため原木を安定的に供給するための間伐材の生産を推進するため町有林整備事業に対するもので、事業面積 20.64 ヘクタールで 627 万 4,000 円の追加です。項 3 道委託金、目 1 総務費道委託金は、各統計調査委託金の交付額確定による精査です。

款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及配当金は 6 ページから 8 ページにまたがりませんが、各基金の預金利子収入見込みによる精査です。項 2 財産売払収入、目 4 物品売払収入の車両売払収入は、集中管理公用車の売り払いにより 9,000 円の追加、物品売り払い収入は除雪機の売り払いにより 3,000 円の追加です。

款 16 寄附金、項 1 寄附金、目 3 農林業費寄附金は自然公園整備のための寄附金で 100 万円の追加です。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、各基金の充当事業の完了精査による減と、対象事業費の繰り入れによる増額です。

款 18 繰越金は 9 ページから 10 ページになりますが、財政調整基金への積立金として留保していた分で 7,610 万 1,000 円の増額です。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 5 過年度収入は 27 年度及び 28 年度の児童手当国費、道費負担金の精算により 14 万 6,000 円の追加です。目 6 雑入の事故共済金は昨年度の機動車両及びスクールバスの物損事故に係るもので 53 万 6,000 円の追加、いきいきふるさと推進事業助成金は、津別リコーダーセミナー 10 周年事業に係るもので 50 万円の追加、その他は介護サービス支援事業における短期入所事業個人負担分で 7 万 5,000 円の減額です。

款 20 町債、項 1 町債、目 1 総務債の臨時財政対策債は借入額の確定により 276 万 1,000 円の追加、目 5 土木費は事業費の確定により雪寒建設機械導入事業で 1,370 万円の追加、橋梁長寿命化修繕事業で 690 万円の減額、町道 141 号線改良舗装事業で 180 万円の減額。目 8 災害復旧債はチミケップ川護岸復旧工事により 800 万円の追加です。

補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条につきましては、繰越明許費の設定で 3 枚ほどめくっていただきまして第 2 表の繰越明許費のとおり、歳出で説明いたしました消防費の美幌・津別広域事務組合負担金のうち、津別消防庁舎の耐震診断委託業務につきまして耐震審査の結果が出るまでは 5 カ月程度を要し、年度内に事業が完了しない見込みのため、事業費 539 万円のうち、前払金 40%の年度内支出を見込み、残る 323 万 4,000 円の事業繰越をお願いするものです。

条文に戻りまして第 3 条は地方債補正で、また 3 枚ほどめくりますと第 3 表、地方債補正のとおり臨時財政対策債のほか 4 事業で補正後のとおり限度額の変更をお願いするもので 1,576 万 1,000 円の増額となり、総額 4 億 8,656 万 1,000 円とするものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお

願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 14分

再開 午後 2時 25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） すみません。36ページの17節公有財産の購入費ということで、委員会のほうでも少しお伺いはさせていただきましたのですけれども、私のほうの委員会ではなかったもので、質問その他していないものですから教えていただきたいと思います。

まず、この土地を購入する場合は、基準になるのが固定資産台帳が基準になるのかなと思うのですが、買われようとしている固定資産台帳の金額というのはどのぐらいになるのかお教えいただきたいと思います。

もう一つは400万円、購入費ということで計上されているのですが、これは純粋に土地だけの価格ということでよろしいのかどうか確認させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいまご質問のありました土地取得の関係でございますけれども、これにつきましては緑町の旧港木材さんが所有していた土地なのですが、昨年の7月に美幌町の所有者の方から、その土地を購入していただけないかというお話がございました。それで基本的に今通路として地域の方も使っておりますし、そういう部分でやっぱり町として購入するべきだろうということでお話をし、昨年の11月7日に産業福祉常任委員会に現地視察をしていただいて購入してよかろうという話をいただいております。

その後、12月に価格の交渉を行ったわけですが、この当時は基本的に私どもは一つの価格としては評価額を提示したわけですが、これについてはとてもじゃない

けど無理ですということで、そこで終わったのですが、それで今年の3月3日の産業福祉常任委員会において購入断念の報告をさせていただきました。その後、今年に入って11月10日、その美幌町の所有者さんの土地の売買の仲介をしている不動産会社から連絡がありまして、ほかの土地は別なところに売ろうと思っているのだけれども、道路として使っている部分だとか、その周辺については津別町さんに買ってもらったほうがいいのではないかなというふうなお話がありまして、買いたいですよという話をしております。ただ、相手からはかなり高額な部分、すべてで400万円ぐらいで買ってこれという話がございます、町としても古くから地域住民がずっと通路として通ってきていますし、また、その土地もほかの道外の方に売るという話なものですから、なかなかその後購入するというのは難しいと考えまして、12月5日の総務文教常任委員会で町長が冒頭で説明しました。12月6日、産業福祉常任委員会でも説明しておおむねの了解をとったのかなというふうにご考えております。

そこで資産台帳の金額でございますが3筆ございます。3筆ございまして、今のところ2筆については、そこを通路として使っていたものですから非課税扱いしておりますが、そこは地目上宅地となっております、近傍の評価額からいきますと平米当たり3,500円、もう一方につきましては平米当たり700円という土地の評価でございます。それでこの部分については、すべて建物はなく土地だけでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） そうしますと、もう一回改めて確認なのですが、400万というのは土地代だけで媒介手数料ですとか、あと今3筆に分かれているというお話だったのですけども、以前、委員会で町長にお話をちらっとお伺いしたときには分筆をして登記をするというお話がございましたので、分筆をするとなると測量その他というのはあったりするかなとも思うのですが、そういう経費はすべて相手持ちということでよろしいということをございませうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 確かに北見の不動産会社の方が来てお話をしたのですが、基本的に不動産会社にお問い合わせすると仲介手数料がかかりますよということで、その交

渉までについては別にお金を取りませんということで、あと契約になれば本人同士でやってくださいというような話になっておりますし、分筆手数料についてはすべて相手が持つという形になっております。それもすべて込みで、ただ所有権移転する時は町のほうで行うというような形になっております。

○5番（高橋 剛君） わかりました、ありがとうございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第76号 平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第76号 平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に一般被保険者療養給付費、高額療養給付費並びに国保基金積立金の追加であり、歳入では主に国及び道支出金の追加、繰入金

として保険基盤安定繰入金の精査と、国保基金繰入金の追加を内容とする補正であります。

補正予算の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に4,029万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,996万7,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。5ページ、6ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務一般事務経費で北海道国保連合会負担金として国保の道移行に伴う事務処理システムのクラウド化による共同運用の負担金125万5,000円と、事務状況報告システム負担金として70万円、合わせて195万5,000円を追加するものです。項3運営協議会費、目1運営協議会費は年度内の会議開催増を見込みまして報酬で2万9,000円、旅費、費用弁償で1,000円の追加であります。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、療養給付費の伸びによることと、今後インフルエンザ等による医療費の増加も予想される期間になりますので、これら給付費実績と見込み精査によりまして2,500万円の追加をお願いするものでございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で1,500万円の追加です。7ページ、8ページになりますが高額療養費につきましても一般療養給付費と同様、今年度増加傾向の状況にありまして、心臓や脳疾患、がんなど先進高度医療に伴う疾病等による増加が見込まれ、年度内の療養費の見込み精査によりまして追加をお願いするものでございます。

次に、款3後期高齢者支援金、目1の後期高齢者支援金は、額確定によりまして279万2,000円の減、目2の後期高齢者関係事務費拠出金につきましても額確定により3,000円の減額でございます。

款4前期高齢者納付金、目2前期高齢者関係事務費拠出金につきましても額の確定により3,000円の減額となります。

9ページ、10ページになります。款6介護納付金の目1介護納付金は、財源内訳のみの補正です。

次に、款8の保健事業費は2万円の減で、項1、目1の特定健康診査等事業費は財

源内訳のみの補正、次の項2保健事業費、目1の保健衛生普及費は健康づくり事業経費、委託料の特定健診未受診者対策業務の事業精査により2万円の減額でございます。

款9基金積立金は、国民健康保険基金積立金で前年度決算に伴う余剰金112万3,000円と、基金利息7,000円、合わせまして113万円の追加でございます。

続きまして歳入となります。3ページ、4ページにお戻りください。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、歳出の療養給付費、高額療養給付費などに対する財源分として1,178万9,000円の追加。項2国庫補助金、目1財政調整交付金は制度移行に伴う国保連への負担金の財源として国、道からの特別調整交付金として88万5,000円の増と保健指導事業分、精査分で2万円の減。

次の款5道支出金、項2道補助金、目1財政調整交付金につきましても制度移行に伴う特別調整交付金として107万円の追加となります。

款7財産収入、目1利子及配当金は、基金積立金の利子分で7,000円の追加であります。

款8繰入金は2,544万3,000円の追加で、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は81万3,000円の減額となり、内訳として保険基盤安定繰入金の軽減分で153万3,000円の減、保険者支援事業分で69万円の追加、その他一般会計繰入金で3万円の追加となります。次の項2基金繰入金は、療養給付費等の追加に伴う財源補正として2,625万6,000円を追加するものでございます。

款9繰越金は、前年度繰越金の確定によりまして112万3,000円を追加するものであります。

それでは前の補正条文に戻っていきまして、第1条第1項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいたものでございます。

以上、説明申し上げましたので原案にご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第77号 平成29年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(川口昌志君) ただいま上程となりました議案第77号 平成29年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正の主な理由につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額であり、歳入では後期高齢者医療保険料の当初賦課額の確定及び移動分精査、低所得者対策である保険基盤安定繰入金の額確定による減額、前年度繰越金確定に伴う増額であります。

補正条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から283万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,516万3,000円とするものでございます。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。款2後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、後期高齢者医療広域連合の事務費負担金の額確定と保険料等負担金では、保険料見込み額の精査、それと保険基盤安定負担金の額の確定によりまして239万4,000円の減額であります。

続きまして歳入となります。3ページ、4ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料におきましては、当初賦課額の確定により特別徴収で174万8,000円の減、普通徴収で61万7,000円の増、内訳は現年度分61万6,000円、滞納繰越分で1,000円の増となっております。

款2繰入金、項1一般会計繰入金は173万2,000円の減で、目1事務費繰入金で広域連合事務費負担金の確定により44万3,000円の減額、目2保険基盤安定繰入金につきましても額の確定によりまして128万9,000円の減額となるものです。

款3繰越金は、前年度繰越金の確定によりまして2万6,000円の追加となります。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、それぞれ補正額を第1表として款項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので原案にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第78号 平成29年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） それでは、ただいま上程となりました議案第 78 号 平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では介護保険システム改修に伴う補正と、事業精査に伴う保険給付費の補正、前年度繰越金分等の確定に伴う基金積立金の追加であり、歳入では賦課決定による保険料の増額と、国庫支出金等の調整、介護保険システム改修に係る補助金等の増額、前年度繰越金の追加、基金繰入金の増額等により補正予算を編成しているものでございます。

条文第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1,030 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 6,529 万 3,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、7 ページ、8 ページをお開きください。款 1、項 1、目 1 一般管理費では、一般管理費の総務一般事務費で、介護保険システム改修費、自己負担額限度額管理対応とか介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しなど、介護保険システムの改修分の補正で 131 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、事業精査によりまして款 2、項 1、目 1 居宅介護サービス給付費では 1,300 万の増額補正となります。居宅介護サービス費のほうでは認定者の若干の伸びがございまして、そのうち介護度の高い方のサービス利用も今回利用があったということと、福祉用具貸与の利用が伸びた、あと短期入所介護のほうの一人の平均利用日数が伸びているということで居宅介護サービス費の増額となっております。

次に、目 2 施設介護サービス給付費では、利用者の施設サービス費の利用の伸びがなかなか特養と老健施設になるのですが、利用者の伸びがなかったということで 500 万円の減額補正と見込んでおります。目 4 居宅介護住宅改修給付費では、利用者の伸びがあったということで、今後のことも見込みまして 20 万円の増額でございます。9 ページになります。目 5 居宅介護サービス計画給付費では、認定者の伸びと、そのうちのサービス利用につながっているということで、その増がありまして 210 万円の

増額。目6 地域密着型介護サービス給付費では、小規模多機能の登録者の増が今回はあまりなかったということで、今回1,000万円の減額補正となります。次に、項2 介護予防サービス給付費、目1 介護予防サービス給付費では、訪問看護の利用の伸びがありまして40万円の増額。項4、目1 高額介護サービス費では、サービス利用の伸びがあったということで、高額サービス費のほうも300万円の増額補正となります。

次に、11、12 ページですけれども項5 高額医療合算介護サービス費、目1 ですが、こちらもサービス利用の増があったということで今後支出見込みの額に不足が生じるということで50万円の増額を見込んでおります。項6、目1 特定入所者介護サービス費のほうもショートの利用が伸びているということで、特定入所者介護サービス費の支給も伸びているということで130万円の増額。

款4、項1、目1 基金積立金では28年度の追加交付分、介護給付費交付金支払基金では164万1,711円、介護給付費の道費のほうでは23万5,310円、地域支援事業では53万2,116円、そして繰越金の確定で108万4,800円、基金利息の増額560円分を合わせまして349万5,000円を増額補正するものでございます。

続いて歳入にお戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。款1、項1、目1 第1号被保険者保険料で、賦課決定によるものや移動等による額の確定によりまして10万5,000円を増額補正でございます。内訳としましては、特別徴収分で46万円の減額、普通徴収分で52万2,000円を増額、滞納繰越分で4万3,000円を増額となっております。

次に、款2、項1、目1 介護給付費では、先ほど歳出のほうでも増額を見込んでおりましたが、そのことによりまして目1 介護給付費負担金では124万円の増額、項2、目1 調整交付金では42万9,000円を増額、目4 介護保険事業補助金では、介護保険システム改修分の補助金といたしまして46万円の増額補正となります。

款3、項1、目1 介護給付費交付金で現年度分で154万円の増額。そして平成28年度額の確定による追加交付といたしまして過年度分で164万2,000円を増額補正。目2 地域支援事業交付金の過年度分28年度確定によります追加交付ということで53万3,000円を増額補正。

款4、項1、目1 介護給付費負担金で現年度分で54万7,000円、過年度分で額の確

定によりまして 23 万 6,000 円の増額。

款 5、項 1、目 1、次のページをお開きください。利子及配当金で基金利息の増額で 1,000 円の増額。

款 6、項 1、目 1 介護給付費繰入金で 68 万 8,000 円の増額。目 4 その他一般会計繰入金では、介護保険システム改修分の町負担分で 85 万 4,000 円の増額補正、目 5 低所得者保険料軽減負担分、これは国と道と町の分を合わせまして 4 万 7,000 円の増額補正となっております。項 2、目 1 基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金では給付費の増により保険料分の不足が見込まれますので 90 万 4,000 円の増額補正となっております。

款 7、項 1、目 1 繰越金につきましては、前年度繰越金の確定ということで 108 万 3,000 円の増額補正となっております。

それでは本文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項に定める第 1 表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただいております。

説明は以上となっております。

原案にご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 78 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 79 号 平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 79 号 平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳入歳出とも事業完了に伴う精査が主なものでございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 1,183 万 8,000 円を減額し、予算総額を 4 億 7,247 万 9,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開き願います。款 2 特管下水道費、項 1、目 1 管渠管理費は、工事請負費の既設マンホール改修工事の完了精査で 46 万 5,000 円の減額、目 2 処理場管理費は財源内訳の補正です。項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費、管渠等施設整備事業（補助）において 13 節委託料、処理場管理センターの耐震診断業務ですが、予算していた社会資本整備事業交付金が減額されたために実施を見送ったことで 1,071 万 3,000 円の減額となります。

款 3 個別排水費、款 4 集落排水費については財源内訳のみの補正です。

款 5 公債費につきましては、利息確定に伴う精査で 7 ページになります。目 1 元金が 1 万 7,000 円の追加、目 2 利子が 67 万 7,000 円の減額となります。

3 ページの歳入にお戻り願います。款 3 国庫支出金は、事業完了精査により 560 万円の減額。

款 4 繰入金は一般会計繰入金が歳入歳出の精査により 857 万 7,000 円の減額。

款 5 繰越金は決算認定による確定額により 210 万 9,000 円の増額となります。

款 6 諸収入は雑入で、汚水枿等移設補償費の精査として 46 万 5,000 円の減額。消費税の精査による還付金として 69 万 5,000 円の追加となります。

最初の条文に戻っていただきます。第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただい

まご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 79 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 80 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 80 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の主な理由としましては、収入では長期前受金戻入の追加と、支出では事業完了による精査及び減価償却費の精査でございます。

第 1 条は総則です。第 2 条につきましては、収益的収入及び支出の収入の部において第 1 款水道事業収益に 567 万 4,000 円を追加し、収益計を 1 億 9,588 万 8,000 円とし、支出の部において第 1 款水道事業費用に 463 万 8,000 円を追加し、費用計を 1 億

7,148万9,000円とする補正をお願いするものです。

2ページをお開き願います。収入の部、款1水道事業収益、項3営業外収益、目2他会計繰入金は、旧簡水分に係る元利償還金の精査により39万円の減額。長期前受金戻入については、現年分減価償却費と共和幹線を除却した資産減耗費を収入化したもので606万4,000円の追加。

支出の部、款1水道事業費用、項1営業費用、目5減価償却費に有形固定資産の精査で55万2,000円の追加、資産減耗費で共和幹線の除却等により541万2,000円の追加となります。

3ページをお開き願います。款1水道事業費用、項3営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息の精査で132万6,000円の減額。

本文にお戻り願います。第3条につきましてはは予算第4条に定めた本文に括弧書きをそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額について第1款資本的支出を102万9,000円減額し、支出計を1億4,732万9,000円とする補正をお願いするものです。

4ページをお開き願います。資本的収入及び支出については、支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設設置費は、完了精査により123万円の減額。目2メーター設置費は完了精査で8万7,000円の減額。目3固定資産購入費はメーター検針に使うハンディーターミナルの故障による買い替えで1台購入し、23万7,000円の追加。項2企業債償還金、目1企業債償還金は、元金の精査で5万1,000円の追加となります。

本文にお戻り願います。第4条につきましては、予算第4条の2で定めた旧上水、旧簡水の未収金及び未払金についてそれぞれ改めるもので、359万7,000円を827万1,000円に、391万4,000円を154万6,000円に改めるものですが、これは会計を移行しました本年度限りの処理となります。

第5条につきましては、予算第8条に定めた他会計からの繰入金及び補助金を企業債元金に充てるものに5万2,000円追加し、利子に充てるものを44万2,000円減額するものでございます。

1ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

5ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書となります。一番下の①資金期末残高につきましては3億493万円となります。

続いて、6ページから8ページは、本年度予定貸借対照表となります。今回の補正につきましては6ページの下から6行目、②現金預金が増額し、5ページの①と同額の3億493万円となります。8ページ、下から5行目、③の当年度純利益につきましては2,439万9,000円と見込むものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号について一部読み上げて提案をさせていただきます。

平成 30 年度畜産物価格決定等に関する意見書について。北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っている。近年は、府県の生産基盤の後退に伴って北海道の位置づけが高まってきている。

加えて、酪農・畜産は、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしている。

ついでには、国民の基礎的食料である牛乳・乳製品及び畜産物の安定供給、地域経済・社会を支える家族経営・農業法人を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進、意欲と展望の持てる畜産物価格等の実現などを求めるよう、下記の 13 項目について地方自治法第 99 条の規定により衆議院議長をはじめ各大臣へ意見書を提出するものであります。

皆さんの賛同、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、意見書案第 9 号 平成 29 年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 ただいま議長より発言のお許しをいただきました

ので、意見書案第9号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について、事前に配付していますので内容を短縮して提案をさせていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

水田活用の「産地交付金」は、主食用米の需要量が年々減少する中で地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、水田における麦や大豆等の生産性向上、地域振興作物等の生産取り組みを支援する制度として、北海道の米・水田農業の振興に大きく寄与してきた。

しかし、平成29年度「産地交付金」については、全国的な水田転作の深堀が進んだことにより、「戦略作物助成」の支払が大幅に増えて、水田フル活用の予算額が14.3%分しか残らない状況と言われている。この結果、保留された2割分も目減りすることが見通されており、昨年度に続き2年連続の予算不足が伝えられている。

平成28年度において北海道では、交付金見込み額229億5,000万円に対し、実際に交付されたのは89.2%に止まり、100%の交付を前提に産地づくりに取り組んできた地域再生協議会や営農計画などを進めてきた生産現場に大きな混乱が生じた。

よって、2年続けての「産地交付金」の支払減額を回避するために、保留2割部分については、平成29年度補正予算での対応措置などにより「満額交付」を行うとともに、次年度以降も「戦略作物助成」とは別枠での予算を十分確保することなど、下記事項について、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長並びにほか大臣に強く要望するものであります。

以上、提案をいたしますので、皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、意見書案第 10 号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君）〔登壇〕 ただいま上程になりました持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを求める意見書について前段を読み上げ説明にかえさせていただきます。

オホーツク畑作農業は、専門的な農家が主体となり、国の重要品目である麦・大豆・てん菜・でん粉原料馬鈴しょを中心として、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。

しかし、これまでの国際貿易交渉において、T P P の早期協定発行や各国との E P A / F T A 交渉を促進する動きが加速度を増しています。

このことは、オホーツク地域はもとより、本道農業の基幹作物である畑作物の影響が懸念され、畑作経営の適正な輪作体系や安定的な食料供給を損なうことが予想されています。

一方、現況での本道畑作農業における課題として、担い手の減少や高齢化に加えて、大規模経営による労働力不足などから偏った作付けを引き起こしており、適正な輪作体系の崩れが生じています。これらの影響により、病虫害の多発に加え、異常気象による湿害などで不安定な生産状況が続いているため、合理的な輪作体系の確立が急務となっています。

このため、食料基地・北海道の主産地形成を担うオホーツク地域から将来にわたり土地利用型畑作農業の持続的な発展が図られる畑作政策の拡充・強化が求められています。

また、消費者への安全・安心な国産農産物の安定供給及び経営安定を図る観点から、畑作政策の拡充・強化が求められています。

については、持続可能なオホーツク畑作政策について、生産現場の意見を十分踏まえ、万全な政策を講ずるよう下記2点の事項について意見を提出したいと思っております。

提出先については、衆参両議院、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣となっております。

ご理解の上、ご賛同お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第10号 平成29年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成29年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第11号 例月出納検査の報告について、平成29年度8月分、9月分、10月分を議題とします。

監査委員会から、平成29年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。
これで平成29年第8回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 3時14分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員